

第3次輪島市地域福祉計画

令和4年度～令和8年度



令和4年3月

輪島市

■目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ・期間	4
3 計画の策定体制	6
第2章 本市の現状と課題	7
1 統計データからみる本市の現状	7
2 市民アンケート調査結果からみる状況	15
3 関係団体アンケート調査結果からみる状況	29
4 本市の現状からみえる課題と基本目標の設定	36
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 計画の体系	41
第4章 施策の展開	42
基本目標1：市民主体の地域福祉活動の意識づくり	42
基本目標2：自分たちで地域課題を解決するための地域力の強化	47
基本目標3：支援を必要としている人を助ける重層的な支援体制づくり	55
第5章 計画の推進	63
1 計画の推進体制	63
2 計画の管理と評価	65
資料編	66
1 用語集	66
2 輪島市地域福祉計画策定委員会条例	69
3 輪島市地域福祉計画策定委員会委員名簿	71
4 輪島市地域福祉計画策定経過	72

* 文中に「※」がついている単語については、巻末資料編の用語集にて解説しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 近年の動向

国では、平成12年の「社会福祉法」改正により、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、「地域福祉計画」の策定が規定されました。

近年、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、地域住民同士のつながりの希薄化などにより、新たな課題が顕在化しており、地域を取り巻く状況もますます多様化、複雑化しています。

①誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現

平成27年に取りまとめられた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、すべての人が安心して暮らし続けられるまちづくり“全世代・全対象型地域包括支援”という視点が示され、分野を問わない包括的な相談支援の実施や、福祉サービスを総合的に提供できる仕組みづくりの推進などが必要であるとしています。

②誰もが活躍できる全員参加型の社会の実現

平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、同年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。

③改正社会福祉法の概要

平成30年4月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定めること、「地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置づけることも示されています。

国の地域共生社会推進検討会の「最終とりまとめ」（令和元年）においては、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援による新たな事業の創設が提言されました。これを踏まえ「重層的支援体制整備事業※」を創設することを含む改正社会福祉法が令和3年4月に施行されています。

④孤独・孤立対策

新型コロナウイルス感染症発生を契機とした、感染拡大による“望まない孤独”の顕在化により、社会的な孤独・孤立問題のさらなる深刻化が懸念されています。国では総合的な対策を推進するため、令和3年2月に「孤独・孤立対策担当室」を設置しました。

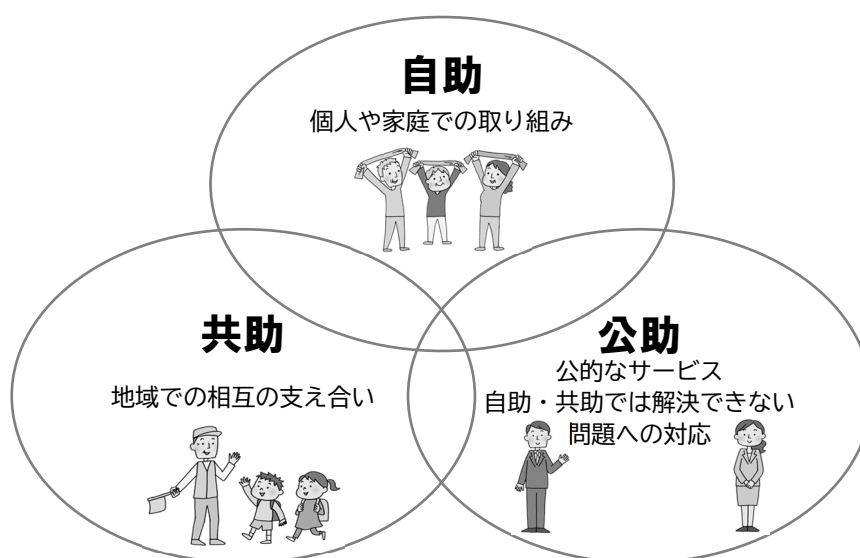
このようなことから、地域福祉計画の重要性が一層高まっており、積極的な取り組みが求められています。

(2) 計画の基本的な考え方

①地域福祉とは

「地域福祉」とは、住民や地域団体、福祉事業関係者等が連携・協働しながら、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。地域福祉を進めるためには、となり近所の人にあいさつすることや子どもの安全を地域で見守ること、何か困り事を抱えている人を手助けしたり相談に乗ってあげることなどに取り組み、住民がお互いに支え合える関係を築くことが必要です。

また、地域福祉の推進にあたっては、個人や家庭での取り組み（自助）、地域での相互の支え合い（共助）、自助・共助では解決できない問題への対応（公助）という3つの「助け」が互いに補い合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。



②地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに支え合うことができる地域づくり」を進め、「地域共生社会の実現」を目指すための計画です。①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造、といった視点を重視しながら、策定することが必要です。

福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題をあらためて共有し、地方創生の取り組みと地域福祉を推進する取り組みを結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを進める視点が重要になります。

（３）計画策定の目的

本市は、平成２４年に「第１次輪島市地域福祉計画」、平成２９年に「第２次輪島市地域福祉計画」を策定し、「ふれあい 助け合い 支え合う お互いさまの地域づくり」を基本目標に掲げ、実現に向けて取り組んできました。

平成３０年以降の地域福祉計画策定においては、国から示された「地域福祉計画策定ガイドライン」に準じることや、成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画などを包含するといった、他の福祉分野では管轄外とされてしまう人たちも対象にする計画となっており、主に以下の３点が大きく変わるポイントとして考えられます。

①地域共生社会の実現を目指し、各主体と市民の具体的な連携方針を示す計画

地域共生社会の実現には、行政だけが取り組みを進めるのではなく、地域の中で市民一人ひとりが周りの人を支え、支えられる関係をつくること、そういった地域を支えるためにボランティア団体や福祉関係の事業者、民生委員・児童委員などの活動が大切になります。

本計画では、これらの各主体が「どの圏域で、こういった活動をするべきか」を示し、本市の目指す“地域共生社会”を計画内に描いていきます。

②社会的に立場の弱い人たちを救うための計画

行政の計画には、「高齢者福祉計画」「障害福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、様々な福祉分野ごとの計画が策定されていますが、近年は地域・家庭が抱える課題が多様化・複雑化し、これらの福祉分野に分類することが困難な課題も多くなっています。

そのため、分野別計画では支えることができない、“制度の狭間”に陥った人々を支えることができる計画として、生活困窮者や８０５０問題※、ヤングケアラー※、一度罪を犯してしまった人、悩みを抱え自ら命を絶とうとしている人など、社会的に立場の弱い人たちを支える計画として位置づけが必要です。

③ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた地域のあり方を示す計画

令和２年から世界的に流行が拡大した新型コロナウイルス感染症によって、接触を避けることが推奨される中での地域福祉活動の取り組みの困難さや、人と触れ合う機会の消失による「孤独・孤立」の増加など、深刻な健康被害や精神的なダメージを負うケースが確認されています。

コロナ禍で明らかになった「孤独・孤立」や、「新しい日常（ニューノーマル）」での地域福祉活動のあり方について、しっかりとした対策や取り組みの方向性を示す必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの活動をさらに発展的に進めるとともに、新たな課題への対応を行っていくため「第３次輪島市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ・期間

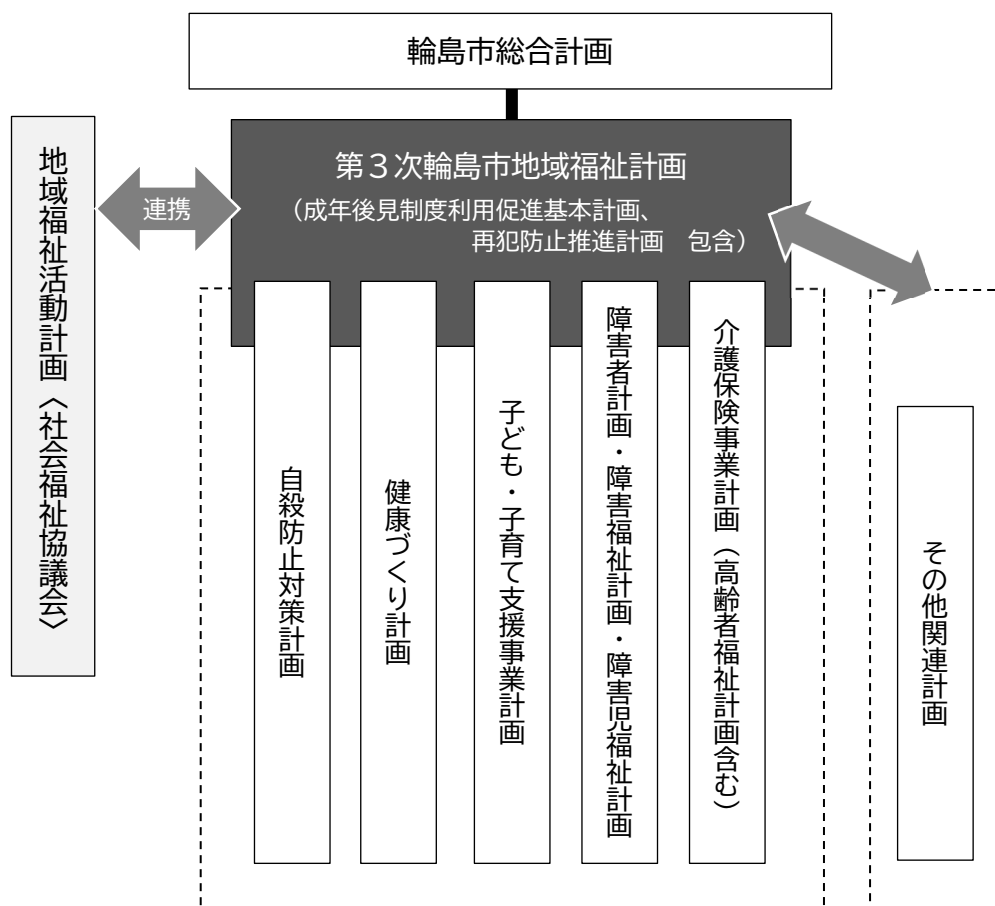
(1) 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、市が策定する行政計画です。また、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、及び再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

「輪島市総合計画」の下位計画として位置づけられるほか、地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項について、関連する各分野別の福祉計画（輪島市介護保険事業計画（高齢者福祉計画含む）、輪島市障害者計画・輪島市障害福祉計画・輪島市障害児福祉計画、輪島市子ども・子育て支援事業計画、輪島市健康づくり計画、輪島市自殺防止対策計画）を横断的につなげる計画となっており、福祉以外の様々な分野（防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）についても、関連事項を盛り込んだ計画となっています。

そのため、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、本市に暮らすすべての市民を対象とし、地域における福祉を推進するための基本計画となります。

また、社会福祉法人輪島市社会福祉協議会※が策定する「地域福祉活動計画」とも連携を図ることで、重層的な地域福祉の推進を図ります。



(2) 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、計画期間中に社会環境や国・県の方向性に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度 計画名	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
輪島市総合計画	基本構想（平成29年度～令和8年度）								
	前期基本計画（平成29年度～令和3年度）				後期基本計画（令和4年度～令和8年度）				
輪島市地域福祉計画	第2次				第3次				
地域福祉活動計画 〈社会福祉協議会〉	第2次				第3次				
介護保険事業計画 （高齢者福祉計画含む）	第7期			第8期			第9期（予定）		
障害者計画	第4期						第5期（予定）		
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期（予定）		
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期（予定）		
子ども・子育て支援 事業計画	第1期		第2期					第3期（予定）	
自殺防止対策計画	第1期						第2期（予定）		

3 計画の策定体制

本計画は、次のような過程を経て、策定してきました。

(1) 策定委員会での検討

関係団体などの代表、関係団体から構成される「輪島市地域福祉計画策定委員会」において、地域福祉における課題や今後の方向性を協議しました。

(2) 市民アンケート調査の実施

計画策定にともない、基礎資料を得るため『第3次輪島市地域福祉計画』策定のための市民アンケート」を令和3年8月～9月に実施し、市内における満20歳以上の方の福祉に対する意識や、地域活動への参加状況などの実態を把握しました。

①調査地域：輪島市全域

②調査対象：無作為抽出による20歳以上の市民3,000人（住民基本台帳による）

③調査期間：令和3年8月26日（木）～9月13日（月）

④調査方法：郵送による配布・回収

⑤回収結果

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
3,000件	1,510件	50.3%

(3) 関係団体アンケート調査の実施

市内で地域福祉に関わる事業所や団体を対象に、状況や要望を把握するためアンケート調査を実施しました。

①調査地域：輪島市全域

②調査対象：地域福祉に関わる事業所や団体38団体

③調査期間：令和3年9月13日（月）～9月27日（月）

④調査方法：郵送による配布・回収

⑤回収結果

調査対象団体数 (配布数)	回収数	回収率
38団体	29団体	76.3%

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントにおいて計画書素案を公表し、市民からの意見を募集しました。

第2章 本市の現状と課題

1 統計データからみる本市の現状

(1) 人口等の状況

①総人口の推移

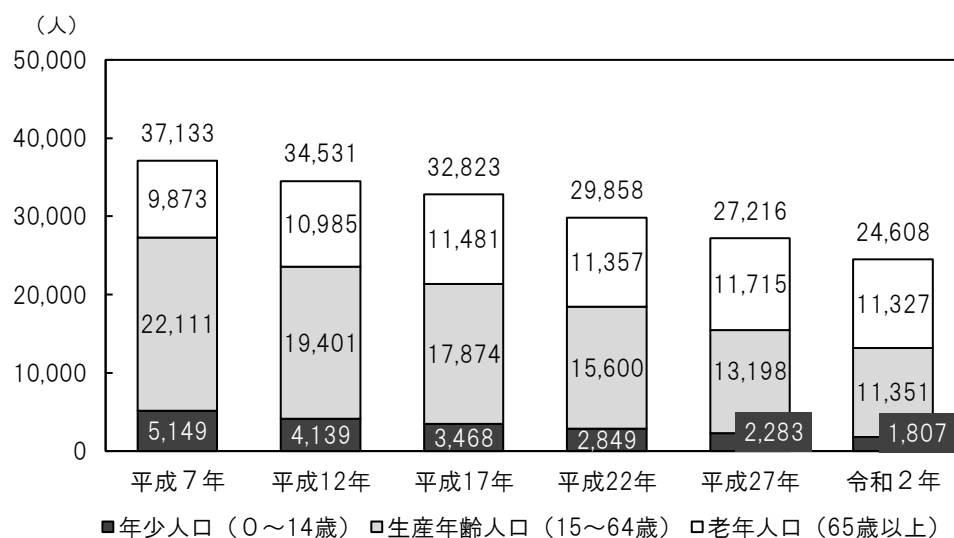
総人口は年々減少しており、令和2年は24,608人となっています。年齢3区分で見ると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は平成27年まで増加傾向で推移していましたが、令和2年に減少し、それぞれ1,807人、11,351人、11,327人となっています。

◆総人口及び年齢3区分別人口の推移

	単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	人	37,133	34,531	32,823	29,858	27,216	24,608
年少人口 (0～14歳)	人	5,149	4,139	3,468	2,849	2,283	1,807
	%	13.9	12.0	10.6	9.6	8.4	7.4
生産年齢人口 (15～64歳)	人	22,111	19,401	17,874	15,600	13,198	11,351
	%	59.5	56.2	54.4	52.3	48.5	46.4
老年人口 (65歳以上)	人	9,873	10,985	11,481	11,357	11,715	11,327
	%	26.6	31.8	35.0	38.1	43.1	46.3

資料：国勢調査（総人口には年齢不詳含む）

◆年齢3区分別人口の推移

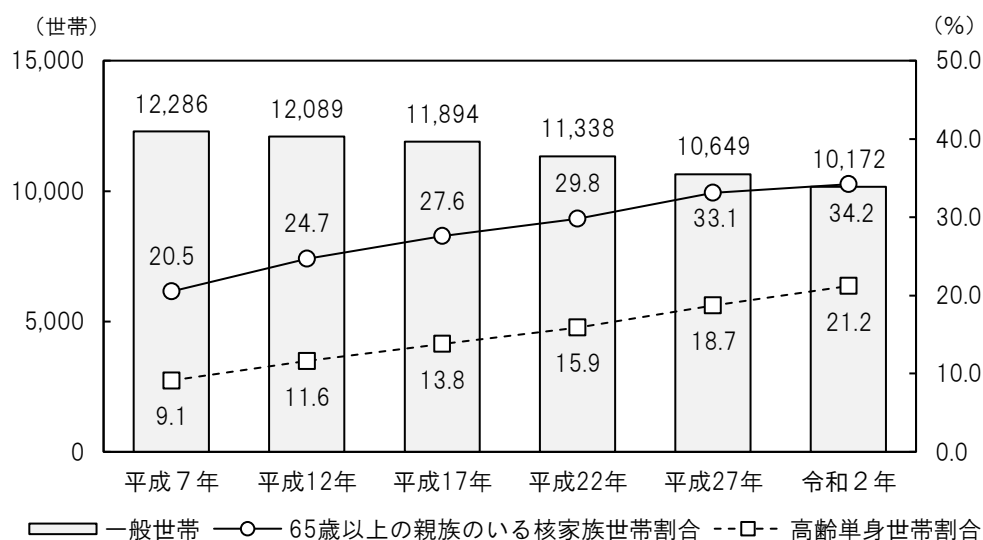


資料：国勢調査（総人口には年齢不詳含む）

②世帯の状況

一般世帯数は年々減少傾向にありますが、65歳以上の親族のいる核家族世帯、高齢単身世帯割合は増加傾向で推移しています。

◆一般世帯及び一般世帯に対する高齢者のいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

◆一般世帯及び高齢者のいる世帯の推移

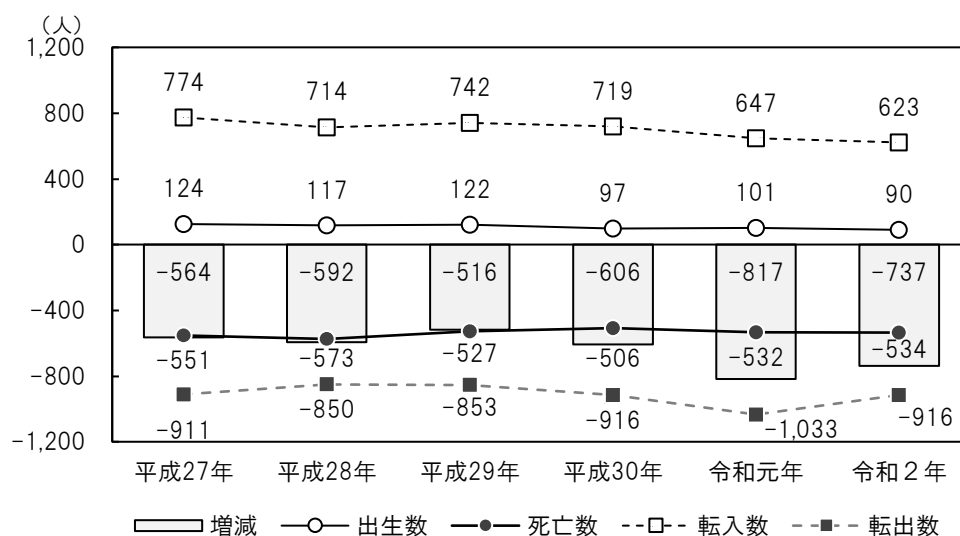
	単位	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	石川県 令和2年
一般世帯	世帯	12,286	12,089	11,894	11,338	10,649	10,172	468,835
65歳以上の親族 のいる核家族世帯	世帯	2,514	2,990	3,277	3,374	3,505	3,482	110,470
	%	20.5	24.7	27.6	29.8	33.1	34.2	23.6
高齢単身世帯	世帯	1,120	1,407	1,636	1,801	1,995	2,154	52,169
	%	9.1	11.6	13.8	15.9	18.7	21.2	11.1

資料：国勢調査

③人口動態

自然動態では死亡数が出生数を上回り、社会動態では転出数が転入数を上回って推移しています。特に令和元年以降は、自然動態と社会動態の増減数が700人以上の減少となっています。

◆自然動態、社会動態の推移



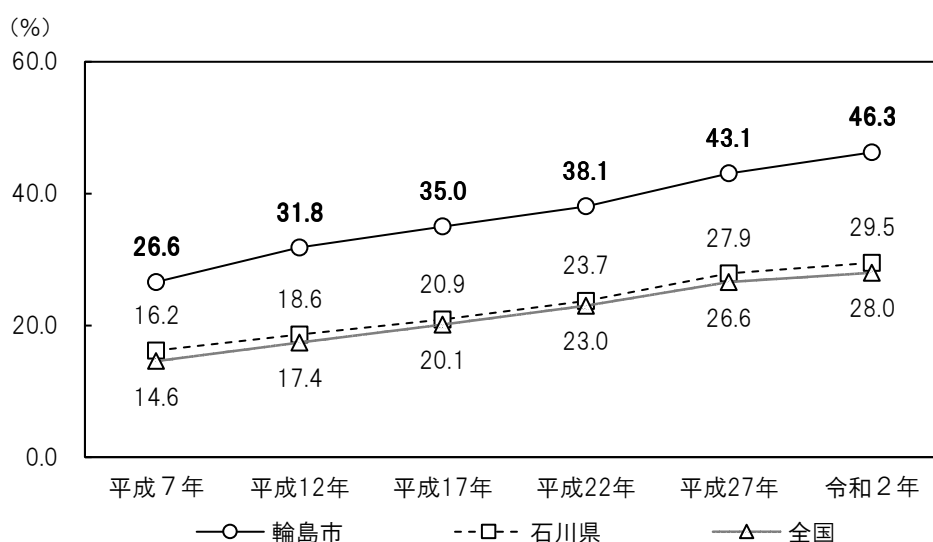
資料：輪島市人口集計表

(2) 高齢者の状況

①高齢化率の推移

本市の高齢化率は年々増加傾向で推移し、令和2年は46.3%と、平成7年より19.7ポイントの増加となっています。また、全国、県の値を上回って推移しており、本市と全国、県とのそれぞれの割合の差は、年々広がっています。

◆高齢化率の推移（全国・県との比較）

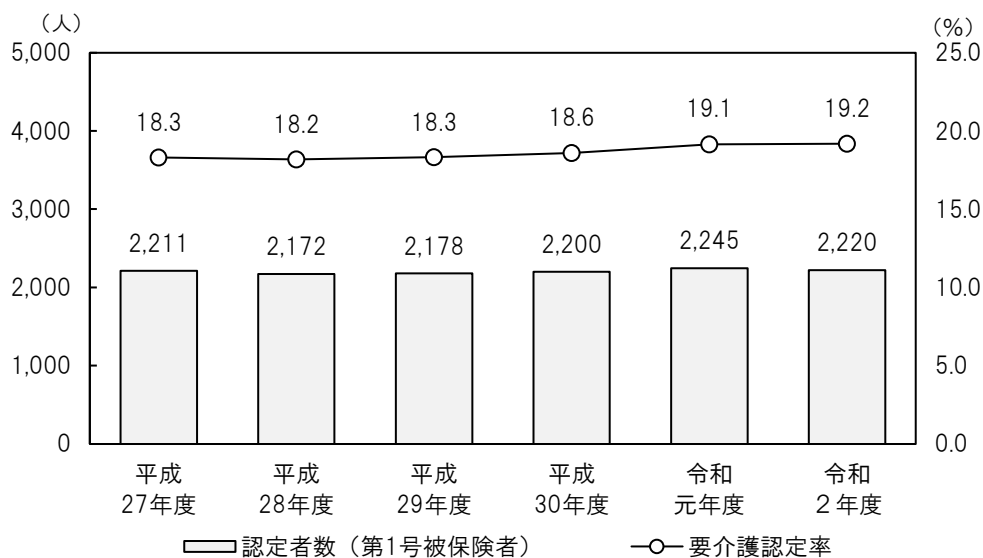


資料：国勢調査

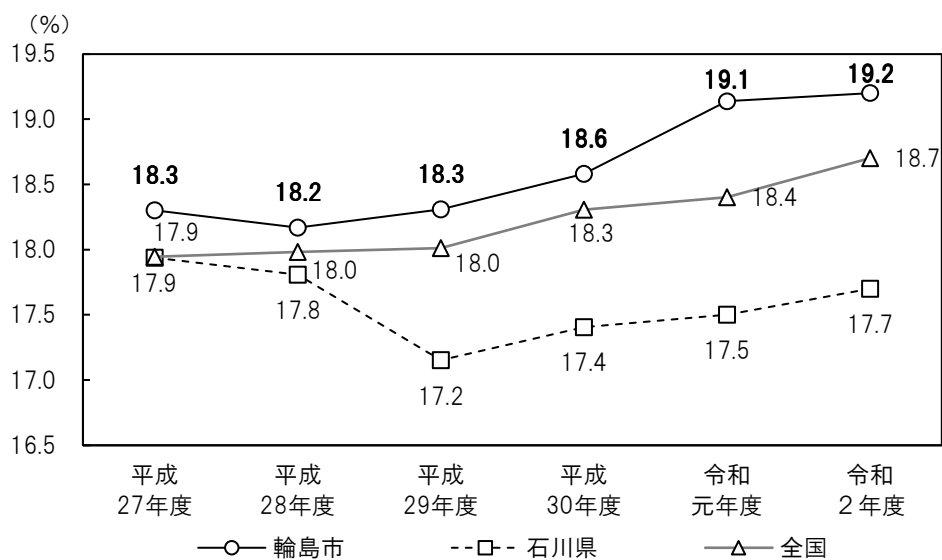
②要介護認定者の状況

要介護認定者数は増減があるものの年々微増で推移し、令和2年度は2,220人となっています。また、要介護認定率の全国、県との比較では、平成27年度以降それぞれの値を上回って推移しています。

◆要介護認定者数及び認定率の推移



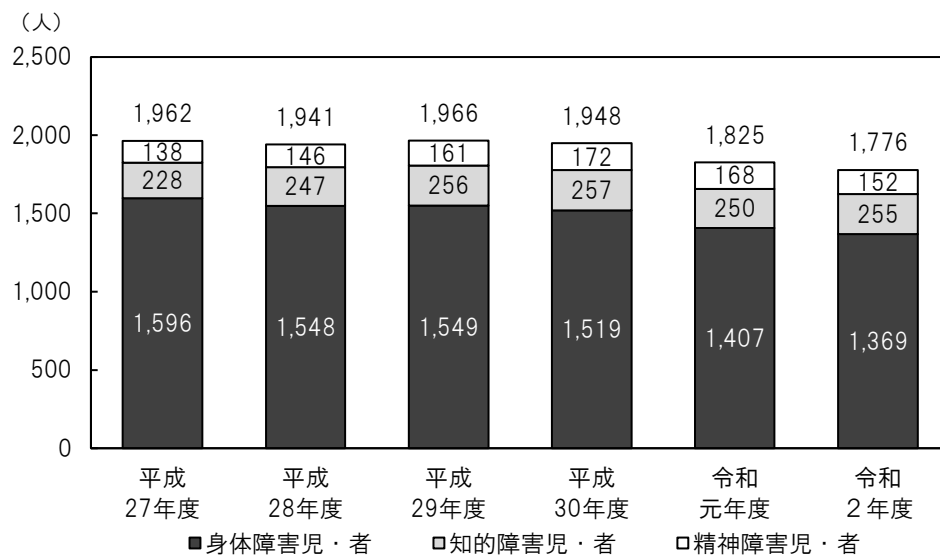
◆要介護認定率の推移（全国・県との比較）



(3) 障害児・者の状況

障害児・者の人口は、平成29年度以降減少傾向で推移しています。手帳所持者別では、身体障害児・者は減少傾向、知的障害児・者及び精神障害児・者は増減があるものの増加傾向で推移しています。

◆障害児・者人口の推移



資料：輪島市統計書（各年度末）



(4) 市民活動の状況

①地区の状況

市内には全部で19地区あり、公民館や自治会館を拠点にコミュニティ活動が進められています。高齢化率が5割以上の地区は西保、南志見、町野、仁岸、阿岸、黒島、諸岡、門前、本郷、浦上、七浦となっています。

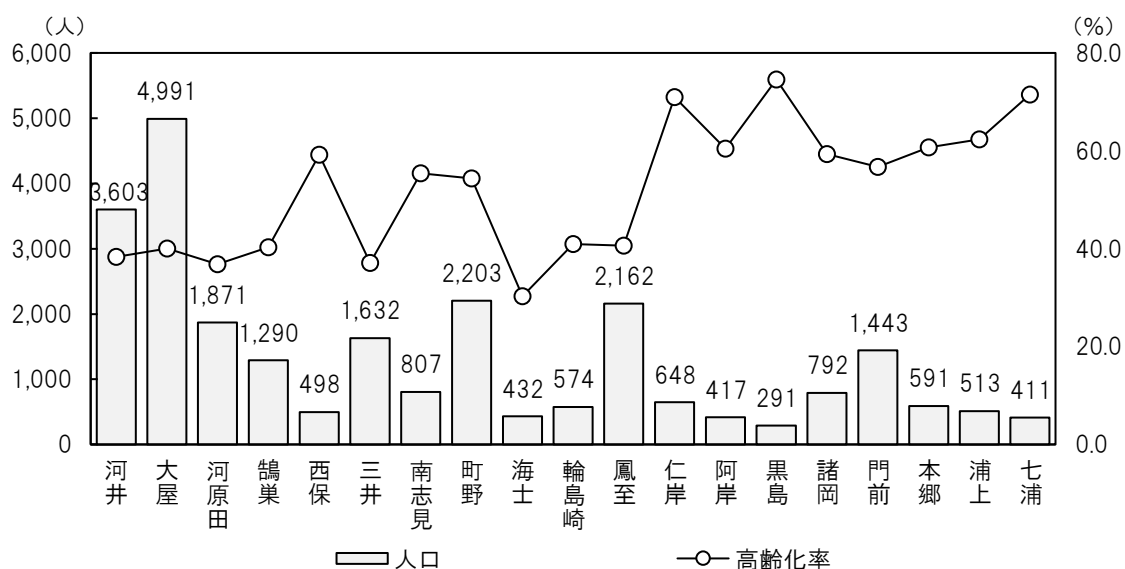
◆地区ごとの活動拠点や人口の状況（令和3年4月1日現在）

地区名	活動拠点	人口	高齢者数	高齢化率	世帯数	高齢者 独居世帯	独居率	介護 認定率
		人	人	%	世帯	人	%	%
河井	輪島公民館	3,603	1,381	38.3	1,720	396	23.0	19.5
大屋	大屋公民館	4,991	1,999	40.1	2,230	509	22.8	16.9
河原田	河原田公民館	1,871	689	36.8	841	148	17.6	16.0
鵜巣	鵜巣公民館	1,290	520	40.3	565	103	18.2	14.8
西保	西保公民館	498	295	59.2	232	60	25.9	18.0
三井*	三井公民館	1,632	605	37.1	1,033	129	12.5	21.0
南志見	南志見公民館	807	447	55.4	366	93	25.4	25.1
町野	町野公民館	2,203	1,198	54.4	989	232	23.5	18.5
海士	海士町自治会館	432	131	30.3	168	28	16.7	23.7
輪島崎	港公民館	574	235	40.9	217	34	15.7	16.6
鳳至	鳳至公民館	2,162	878	40.6	902	190	21.1	19.4
仁岸	劔地公民館	648	460	71.0	366	114	31.1	22.8
阿岸	阿岸公民館	417	252	60.4	227	71	31.3	25.4
黒島	黒島公民館	291	217	74.6	168	58	34.5	14.7
諸岡	諸岡公民館	792	470	59.3	419	133	31.7	19.8
門前	門前公民館	1,443	819	56.8	730	235	32.2	18.7
本郷	本郷公民館	591	359	60.7	308	98	31.8	19.8
浦上	浦上公民館	513	320	62.4	254	72	28.3	15.3
七浦	七浦公民館	411	294	71.5	236	87	36.9	20.4
合計		25,169	11,569	46.0	11,971	2,790	23.3	18.8

資料：輪島市人口集計表

* 日本航空学園の在籍学生を含んだ数値を掲載しています。

◆地区ごとの人口の状況（令和3年4月1日現在）



資料：輪島市人口集計表

②ボランティア活動

様々な社会的背景を要因として、人々のボランティア活動に対する関心は高まりつつあります。本市では、高齢者や障害のある人への支援、子育て支援等に関わるボランティアグループが活発な活動を展開しています。また、市では手話、要約筆記等の福祉ボランティアの養成、確保に努めています。

ボランティア登録団体数は横ばいで推移しており、令和2年度では、72団体、1,504人の方が活動しています。

◆ボランティア登録団体及び登録人数の推移

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録団体	団体	71	73	75	73	72
登録人数	人	1,429	1,322	1,325	1,484	1,504

資料：輪島市社会福祉協議会

(5) 各種福祉施策の状況

①民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員・児童委員、主任児童委員の相談活動は、令和2年度に年間2,545件の相談件数があり、分野別でみると、高齢者に関することが大多数を占めています。

また、見守り、声かけなどを目的とした「訪問・連絡活動」は令和2年度では年間延べ14,703件となっています。

◆民生委員・児童委員、主任児童委員の相談支援活動件数（令和2年度）

分野別の相談支援活動件数（件）					訪問活動件数（件）			活動日数 （日）
高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	合計	訪問・連絡活動	その他	合計	
1,387	66	412	680	2,545	14,703	6,909	21,612	14,881

資料：福祉行政報告例

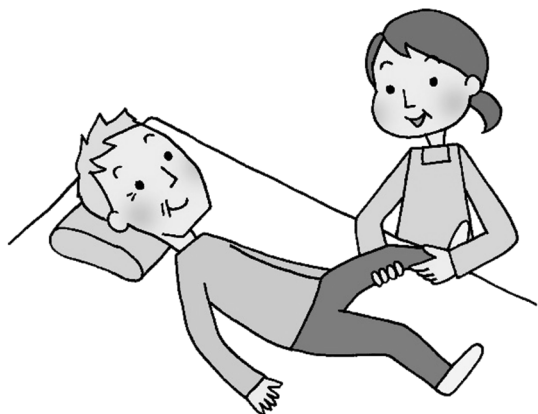
②災害時に支援が必要な人について

要配慮者登録者数は、1,281人となっており、登録割合は23.6%となっています。

◆要配慮者登録者数（令和3年4月現在）

	人数(人)	登録者(人)	割合(%)
総数	5,417	1,281	23.6
高齢者	3,909	940	24.0
介護認定者	682	134	19.6
障害者	826	137	16.6
その他	-	70	-

資料：要配慮者登録名簿

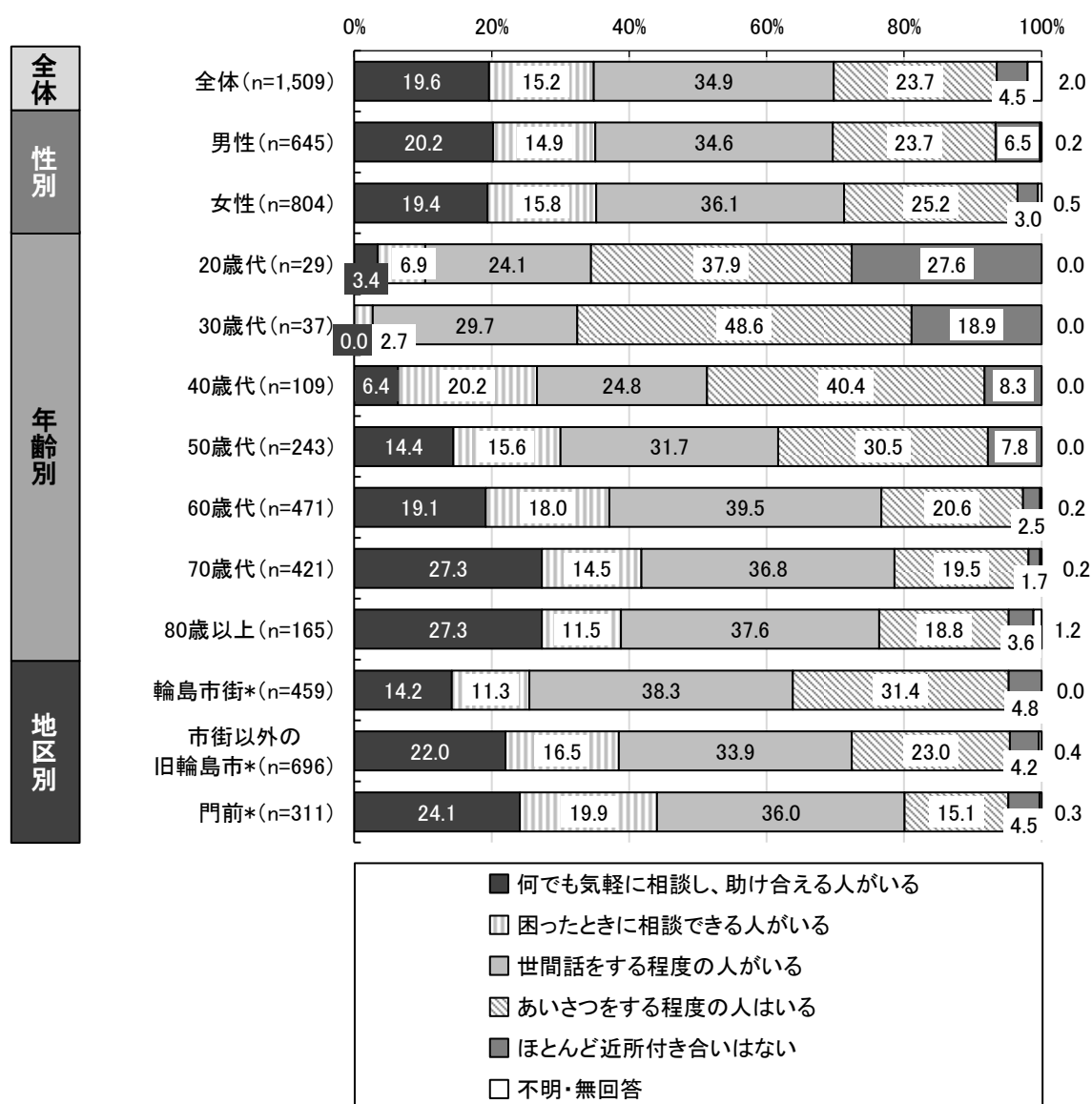


2 市民アンケート調査結果からみる状況

■あなたは、となり近所の人とどの程度付き合いがありますか。(ひとつだけ○)

全体では「世間話をする程度の人がいる」が34.9%と最も高く、次いで「あいさつをする程度の人はいらる」が23.7%となっています。

年齢別にみると、概ね年齢が上がるにつれて「何でも気軽に相談し、助け合える人がある」が高く、20～30歳代では「ほとんど近所付き合いはない」が、他の年齢と比べて高くなっています。地区別にみると、輪島市街では「何でも気軽に相談し、助け合える人がある」が、他の地区と比べて低くなっています。



* 輪島市街…河井地区、鳳至地区、海士地区、輪島崎地区

市街以外の旧輪島市…大屋地区、河原田地区、鶴巣地区、町野地区、南志見地区、三井地区、西保地区

門前…仁岸地区、阿岸地区、黒島地区、諸岡地区、門前地区、本郷地区、浦上地区、七浦地区

■あなたは、となり近所の人との付き合いについて、どのようにお考えですか。(ひとつだけ○)

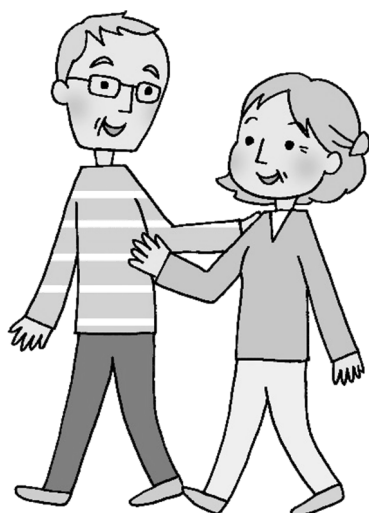
全体では「世間話をする程度のお付き合いは必要である」が27.5%と最も高く、次いで「何でも気軽に相談し、助け合える付き合いは必要である」が27.1%となっています。

年齢別にみると、20～30歳代・60歳代では「世間話をする程度のお付き合いは必要である」、40～50歳代では「困ったときに相談できる付き合いは必要である」、70歳以上では「何でも気軽に相談し、助け合える付き合いは必要である」が、それぞれ最も高くなっています。

【全体・性別・年齢別・地区別】

単位：%

		何でも気軽に相談し、助け合える付き合いは必要である	困ったときに相談できる付き合いは必要である	世間話をする程度のお付き合いは必要である	あいさつする程度で良い	近所付き合いは必要ないと思う	その他	不明・無回答
全体(n=1,509)		27.1	24.4	27.5	13.3	0.9	0.7	6.1
性別	男性(n=645)	25.7	24.2	28.5	16.1	1.1	0.6	3.7
	女性(n=804)	28.6	25.0	27.6	11.9	0.9	0.6	5.3
年齢別	20歳代(n=29)	13.8	17.2	27.6	24.1	3.4	3.4	10.3
	30歳代(n=37)	8.1	10.8	45.9	32.4	0.0	0.0	2.7
	40歳代(n=109)	15.6	30.3	29.4	20.2	0.9	0.0	3.7
	50歳代(n=243)	22.6	26.7	23.5	16.9	2.5	0.8	7.0
	60歳代(n=471)	26.5	25.7	28.5	13.6	0.8	0.4	4.5
	70歳代(n=421)	34.0	23.5	29.5	9.0	0.2	1.2	2.6
	80歳以上(n=165)	34.5	24.2	24.8	10.3	0.6	0.0	5.5
地区別	輪島市街(n=459)	20.5	21.4	33.6	18.3	1.1	0.7	4.6
	市街以外の旧輪島市(n=696)	31.2	25.4	25.6	12.2	0.7	0.4	4.5
	門前(n=311)	30.5	29.3	25.1	9.0	1.0	0.6	4.5



■あなたが住まいの地域で、地域のつながりはこの5年間で強くなったと感じますか。(ひとつだけ○)

全体では「変わっていない」が43.6%と最も高く、次いで「弱くなった」が19.8%となっています。

性別にみると、「弱くなった」では男性が女性を7.2ポイント上回っています。

【全体・性別・年齢別・地区別】

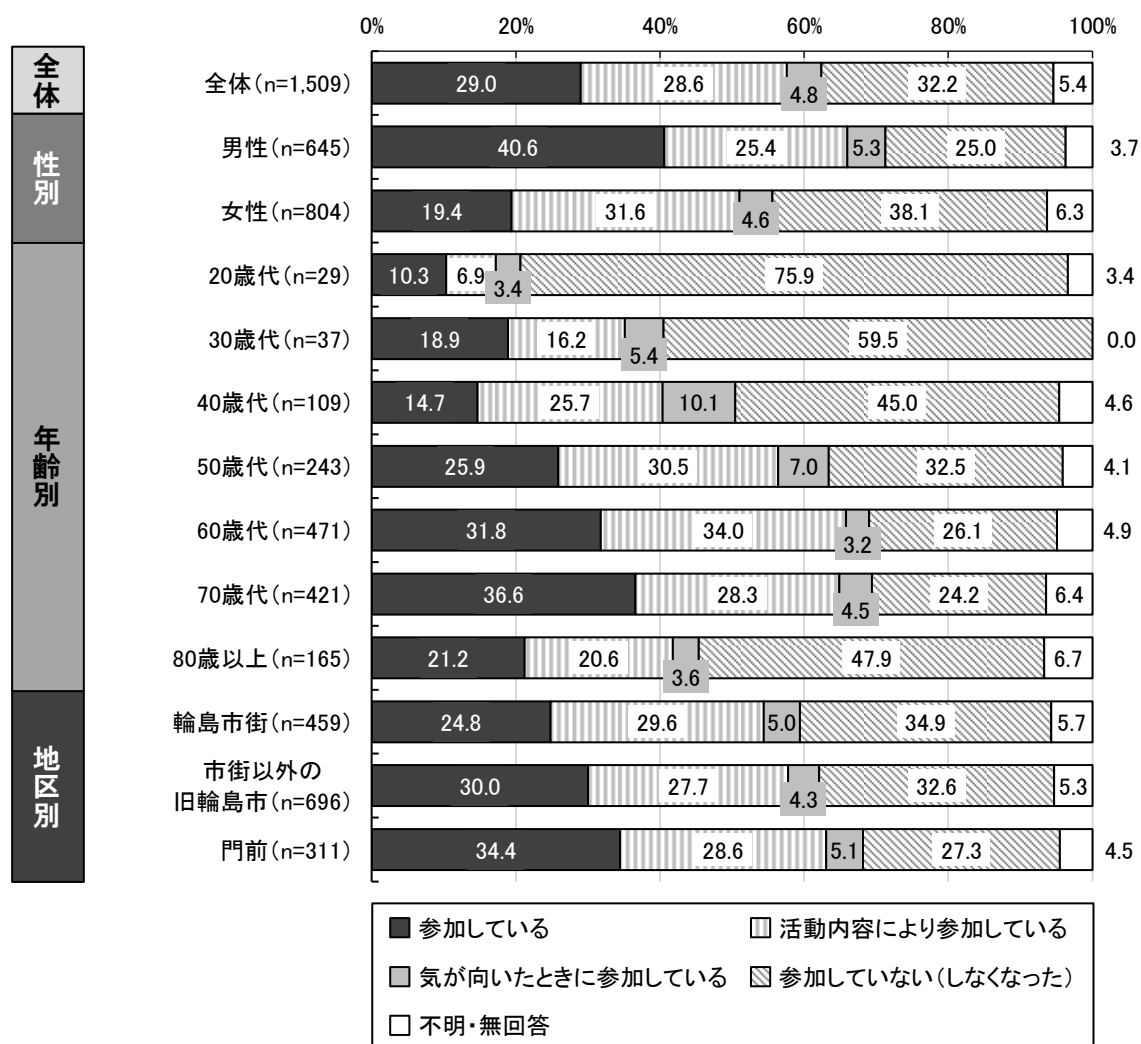
単位：%

		非常に強くなった	やや強くなった	あまり強くなっていない	変わっていない	弱くなった	わからない	その他	不明・無回答
全体 (n=1,509)		1.3	5.0	6.0	43.6	19.8	18.6	0.3	5.4
性別	男性 (n=645)	1.4	5.4	6.5	43.3	23.7	15.8	0.3	3.6
	女性 (n=804)	1.0	4.9	5.6	43.7	16.5	21.5	0.4	6.5
年齢別	20歳代 (n=29)	0.0	3.4	3.4	17.2	3.4	65.5	3.4	3.4
	30歳代 (n=37)	0.0	5.4	5.4	35.1	8.1	45.9	0.0	0.0
	40歳代 (n=109)	0.0	4.6	5.5	38.5	10.1	36.7	0.0	4.6
	50歳代 (n=243)	0.4	5.8	6.2	39.1	21.0	22.6	0.4	4.5
	60歳代 (n=471)	1.9	4.7	4.5	44.6	23.6	15.9	0.0	4.9
	70歳代 (n=421)	1.7	4.8	8.1	46.1	22.6	10.2	0.7	5.9
	80歳以上 (n=165)	1.8	6.1	5.5	49.7	12.7	17.0	0.0	7.3
地区別	輪島市街 (n=459)	0.9	4.1	4.6	41.6	20.0	21.8	0.9	6.1
	市街以外の旧輪島市 (n=696)	1.1	3.9	6.9	45.5	20.3	17.2	0.0	5.0
	門前 (n=311)	2.6	8.7	5.5	42.8	18.3	17.4	0.0	4.8

■あなたは、地域で行われている活動に参加していますか。(ひとつだけ○)

全体では「参加していない(しなくなった)」が32.2%と最も高く、次いで「参加している」が29.0%となっています。

性別にみると、「参加している」では男性が女性を21.2ポイント上回っています。年齢別にみると、20歳代では「参加していない(しなくなった)」、60～70歳代では「参加している」が、それぞれ他の年齢と比べて高くなっています。地区別にみると、輪島市街・市街以外の旧輪島市では「参加していない(しなくなった)」、門前では「参加している」がそれぞれ最も高くなっています。



■活動に参加していない（しなくなった）理由は何ですか。（3つまで○）

全体では「時間に余裕がない」が31.1%と最も高く、次いで「自分が健康ではない」が28.2%となっています。

性別にみると、「時間に余裕がない」では女性が男性を12.9ポイント上回っています。年齢別にみると、30～40歳代では「子育てで忙しい」、50歳代では「一緒に活動する仲間がいない」、70歳以上では「自分が健康ではない」が、それぞれ他の年齢と比べて高くなっています。地区別にみると、門前では「自分が健康ではない」が、他の地区と比べて高くなっています。

【全体・性別・年齢別・地区別】

単位：%

		時間に 余裕が ない	介護が必 要な家族 がいる	子育てで 忙しい	家族の 理解が 得られ ない	自分が 健康で は ない	一緒に 活動する 仲間が いない	活動経費 など金銭 的余裕が ない	行政の 協力が なければ できない	知識や 技術を学 べる機会 がない
全体 (n=486)		31.1	6.6	3.5	0.4	28.2	14.2	6.2	1.6	2.1
性別	男性 (n=161)	23.0	6.8	1.2	0.0	26.1	14.9	5.6	1.2	1.9
	女性 (n=306)	35.9	6.9	4.9	0.7	28.4	13.7	6.5	1.3	2.0
年齢別	20歳代 (n=22)	63.6	0.0	4.5	0.0	0.0	9.1	13.6	0.0	0.0
	30歳代 (n=22)	40.9	0.0	22.7	4.5	4.5	9.1	0.0	0.0	4.5
	40歳代 (n=49)	49.0	2.0	16.3	0.0	4.1	10.2	6.1	0.0	2.0
	50歳代 (n=79)	45.6	7.6	1.3	0.0	15.2	24.1	7.6	0.0	0.0
	60歳代 (n=123)	35.8	8.1	0.8	0.0	18.7	13.8	7.3	0.0	0.0
	70歳代 (n=102)	16.7	9.8	1.0	1.0	46.1	12.7	6.9	4.9	4.9
	80歳以上 (n=79)	3.8	6.3	0.0	0.0	64.6	12.7	2.5	3.8	2.5
地区別	輪島市街 (n=160)	28.7	6.3	2.5	0.0	27.5	11.3	7.5	1.9	1.9
	市街以外の旧輪島市 (n=227)	31.3	6.6	4.8	0.9	24.2	12.8	5.7	1.8	1.3
	門前 (n=85)	30.6	8.2	2.4	0.0	42.4	24.7	5.9	1.2	3.5

		生きがい や充実感 が得られ ない	活動した いが、ど こに行け ば良いか わからない	どのよう な活動が 行われて いるか 知らない	その他	不明・ 無回答
全体 (n=486)		6.2	3.5	27.2	11.7	4.7
性別	男性 (n=161)	8.1	3.7	31.1	11.8	5.6
	女性 (n=306)	5.2	3.3	25.5	11.8	4.2
年齢別	20歳代 (n=22)	4.5	4.5	36.4	9.1	0.0
	30歳代 (n=22)	9.1	4.5	68.2	18.2	0.0
	40歳代 (n=49)	8.2	2.0	49.0	8.2	2.0
	50歳代 (n=79)	1.3	7.6	27.8	15.2	5.1
	60歳代 (n=123)	8.1	2.4	22.0	14.6	6.5
	70歳代 (n=102)	8.8	3.9	23.5	8.8	3.9
	80歳以上 (n=79)	2.5	1.3	11.4	7.6	6.3
地区別	輪島市街 (n=160)	3.8	5.6	30.0	13.8	5.6
	市街以外の旧輪島市 (n=227)	5.3	2.6	30.0	12.3	4.4
	門前 (n=85)	12.9	2.4	16.5	5.9	3.5

■あなたが住まいの地区で、気になるところ(不安や不満)はどんなところですか。
(3つまで○)

全体では「バスなどの公共交通が不便である」が30.7%と最も高く、次いで「買い物など日常生活が不便である」が24.3%となっています。

性別にみると、「世代間の交流ができていない」では男性が女性を5.9ポイント上回っています。地区別にみると、輪島市街では「地区の活動が活発でない(子育て支援、高齢者福祉、防災など)」、市街以外の旧輪島市・門前では「バスなどの公共交通が不便である」が、それぞれ最も高くなっています。

【全体・性別・年齢別・地区別】

単位: %

		地域住民間のコミュニケーションがとれていない	地区の活動が活発でない(子育て支援、高齢者福祉、防災など)	世代間の交流ができていない	自然や歴史・伝統文化がない	買い物など日常生活が不便である	公共施設が整備されていない	困ったときに相談の場が身近にない	診療所など医療機関が遠い	デイサービスなど社会福祉施設が遠い
全体(n=1,509)		10.7	12.1	12.4	1.9	24.3	8.6	9.0	22.7	6.3
性別	男性(n=645)	12.2	14.6	15.5	2.6	26.4	9.9	9.0	25.0	7.0
	女性(n=804)	9.2	9.8	9.6	1.4	23.3	7.6	8.7	21.4	6.0
年齢別	20歳代(n=29)	6.9	10.3	10.3	0.0	17.2	10.3	0.0	10.3	6.9
	30歳代(n=37)	8.1	10.8	10.8	2.7	24.3	5.4	10.8	8.1	0.0
	40歳代(n=109)	8.3	11.0	6.4	0.9	29.4	8.3	4.6	21.1	6.4
	50歳代(n=243)	9.1	11.1	11.5	1.2	27.2	11.1	11.1	25.1	7.8
	60歳代(n=471)	10.6	14.4	13.2	1.9	24.4	9.6	6.6	23.1	7.2
	70歳代(n=421)	12.4	12.8	14.0	2.4	22.1	6.9	9.7	23.0	4.5
	80歳以上(n=165)	11.5	6.1	11.5	1.8	23.6	6.7	14.5	23.6	7.3
	輪島市街(n=459)	14.4	16.6	15.5	3.1	10.5	5.7	9.4	12.4	3.7
地区別	市街以外の旧輪島市(n=696)	9.1	9.5	10.8	1.3	27.6	10.5	9.1	28.7	8.0
	門前(n=311)	9.3	11.3	11.6	1.6	37.9	8.7	8.7	25.1	6.1

		バスなどの公共交通が不便である	公園や緑地が整備されていない	公共施設などのバリアフリー(段差をなくす、エレベーターを設置するなど)が整備されていない	その他	不明・無回答
全体(n=1,509)		30.7	9.0	3.8	6.7	20.8
性別	男性(n=645)	30.5	8.4	4.0	7.0	15.8
	女性(n=804)	31.5	9.6	4.0	6.8	24.0
年齢別	20歳代(n=29)	27.6	17.2	0.0	13.8	20.7
	30歳代(n=37)	32.4	16.2	2.7	13.5	8.1
	40歳代(n=109)	34.9	14.7	4.6	10.1	11.0
	50歳代(n=243)	34.2	11.1	4.9	8.2	14.4
	60歳代(n=471)	33.8	8.9	5.1	6.4	20.0
	70歳代(n=421)	25.9	6.2	2.9	5.2	25.4
	80歳以上(n=165)	27.9	7.3	2.4	5.5	28.5
	輪島市街(n=459)	10.2	11.3	3.9	8.7	27.7
地区別	市街以外の旧輪島市(n=696)	35.2	8.3	3.6	6.5	19.7
	門前(n=311)	49.8	7.1	4.8	4.8	12.9

■あなたが住まいの地区で、具体的に「この課題は解決してほしい」と感じていることは何ですか。(〇はいくつでも)

全体では「移動手段がない人への移動支援」が30.1%と最も高く、次いで「ひとり暮らしや高齢世帯への見守り・支援」が26.0%となっています。

性別にみると、「町内会(自治会)などの役員のなり手がなく」では男性が女性を10.6ポイント上回っています。年齢別にみると、20歳代では「通行するのに危険な通学路や歩道の整備」、30歳代では「子どもの遊び場がない」「通行するのに危険な通学路や歩道の整備」、80歳以上では「ひとり暮らしや高齢世帯への見守り・支援」、その他の年齢では「移動手段がない人への移動支援」が、それぞれ最も高くなっています。地区別にみると、輪島市街では「ゴミ処理や犬のフンの後始末、違法駐車などの住民マナー」、市街以外の旧輪島市・門前では「移動手段がない人への移動支援」がそれぞれ最も高くなっています。

【全体・性別・年齢別・地区別】

単位: %

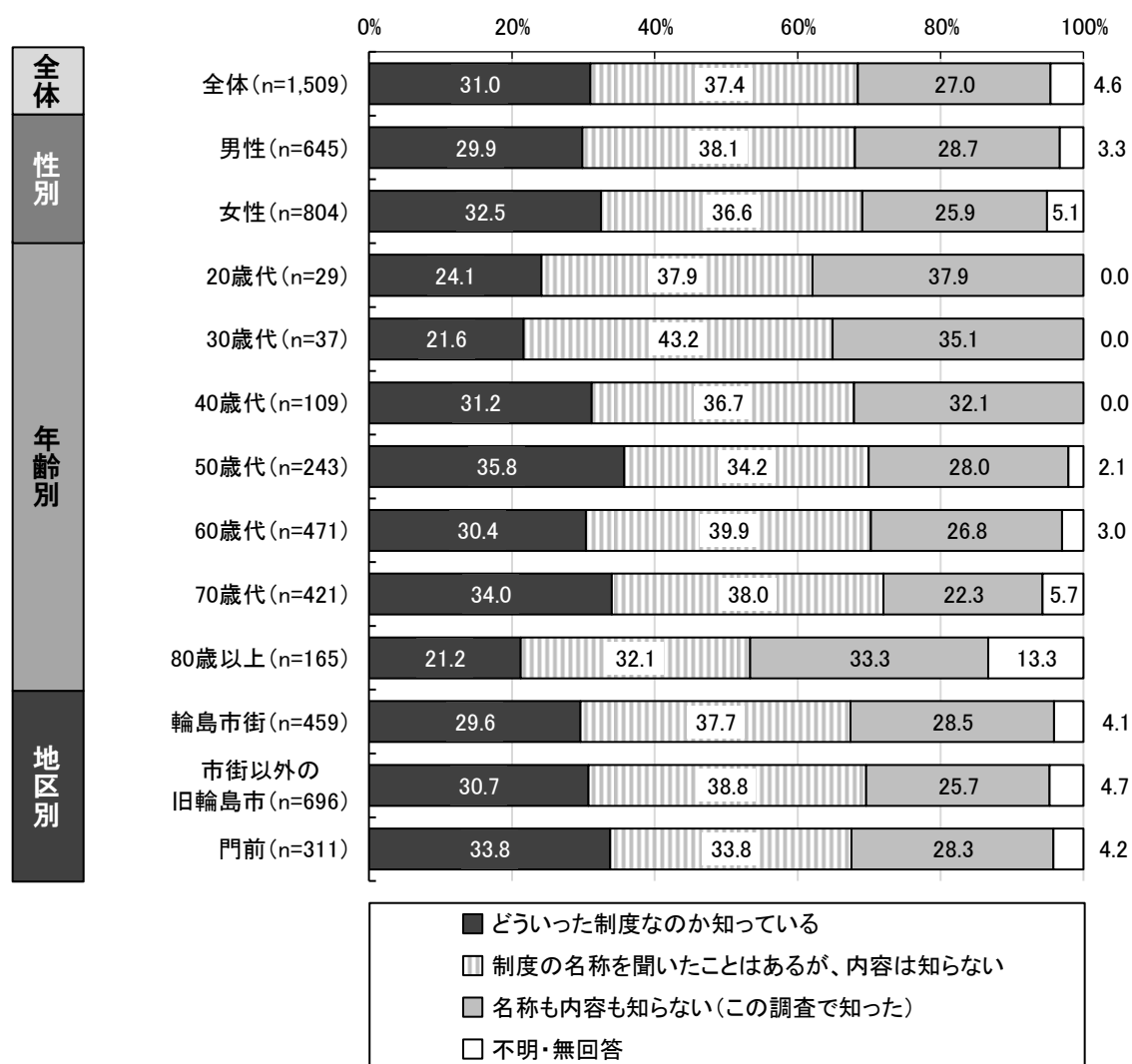
		子どもの遊び場がない	子どものいじめや不登校	ゴミ処理や犬のフンの後始末、違法駐車などの住民マナー	町内会(自治会)などの役員のなり手がなく	ひとり暮らしや高齢世帯への見守り・支援	障がい者(児)への見守り・支援	ひとり親家庭への支援	ひきこもりの人への見守り・支援	高齢者や子どもへの虐待防止
全体(n=1,509)		9.6	3.3	14.4	17.7	26.0	3.4	5.8	5.0	1.9
性別	男性(n=645)	9.0	3.9	16.4	23.7	29.3	4.7	8.2	4.3	2.2
	女性(n=804)	10.0	3.1	12.6	13.1	23.5	2.6	4.1	5.6	1.6
年齢別	20歳代(n=29)	6.9	13.8	20.7	6.9	10.3	6.9	6.9	6.9	6.9
	30歳代(n=37)	29.7	16.2	8.1	13.5	18.9	5.4	5.4	5.4	5.4
	40歳代(n=109)	17.4	10.1	13.8	13.8	18.3	0.9	9.2	2.8	2.8
	50歳代(n=243)	9.5	5.3	16.5	16.5	29.6	4.5	4.9	6.2	3.3
	60歳代(n=471)	10.0	1.7	15.3	20.8	27.4	3.8	5.5	5.5	1.1
	70歳代(n=421)	6.4	1.7	15.0	19.2	25.4	2.9	6.2	4.5	1.4
	80歳以上(n=165)	6.7	0.6	9.1	13.3	27.9	3.0	4.8	4.2	1.2
地区別	輪島市街(n=459)	9.8	4.8	23.1	16.6	21.1	4.4	5.7	4.6	2.8
	市街以外の旧輪島市(n=696)	11.1	3.0	11.8	17.1	27.0	2.2	5.6	3.7	1.9
	門前(n=311)	5.5	1.9	7.4	21.9	31.5	5.5	6.8	8.4	0.6

		移動手段がない人への移動支援	火災予防や災害時の避難支援	通行するのに危険な通学路や歩道の整備	今後の暮らしや福祉のことを身近で相談できる人がいない	特になし	その他	不明・無回答
全体(n=1,509)		30.1	16.8	11.0	13.1	17.2	3.0	10.5
性別	男性(n=645)	31.5	19.8	11.9	14.0	16.0	3.3	7.9
	女性(n=804)	29.2	14.9	10.0	12.2	18.9	2.7	11.9
年齢別	20歳代(n=29)	13.8	10.3	31.0	3.4	20.7	10.3	10.3
	30歳代(n=37)	21.6	13.5	29.7	2.7	21.6	2.7	0.0
	40歳代(n=109)	33.9	16.5	19.3	11.0	18.3	2.8	8.3
	50歳代(n=243)	33.7	18.5	14.8	11.5	14.8	3.7	8.6
	60歳代(n=471)	32.5	17.0	9.6	11.9	17.6	2.8	7.6
	70歳代(n=421)	27.1	17.6	7.6	14.7	17.6	2.6	13.1
	80歳以上(n=165)	25.5	16.4	4.2	18.8	18.8	1.8	16.4
地区別	輪島市街(n=459)	17.4	14.8	12.6	11.1	21.8	3.5	10.2
	市街以外の旧輪島市(n=696)	32.9	18.2	12.6	13.5	16.7	2.7	10.3
	門前(n=311)	41.2	18.3	5.1	14.8	13.2	2.6	9.6

■あなたは、判断能力が不十分な高齢者や障害のある人の権利を保護する「成年後見制度」を知っていますか。(ひとつだけ○)

全体では「制度の名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」が37.4%と最も高く、次いで「どういった制度なのか知っている」が31.0%となっています。

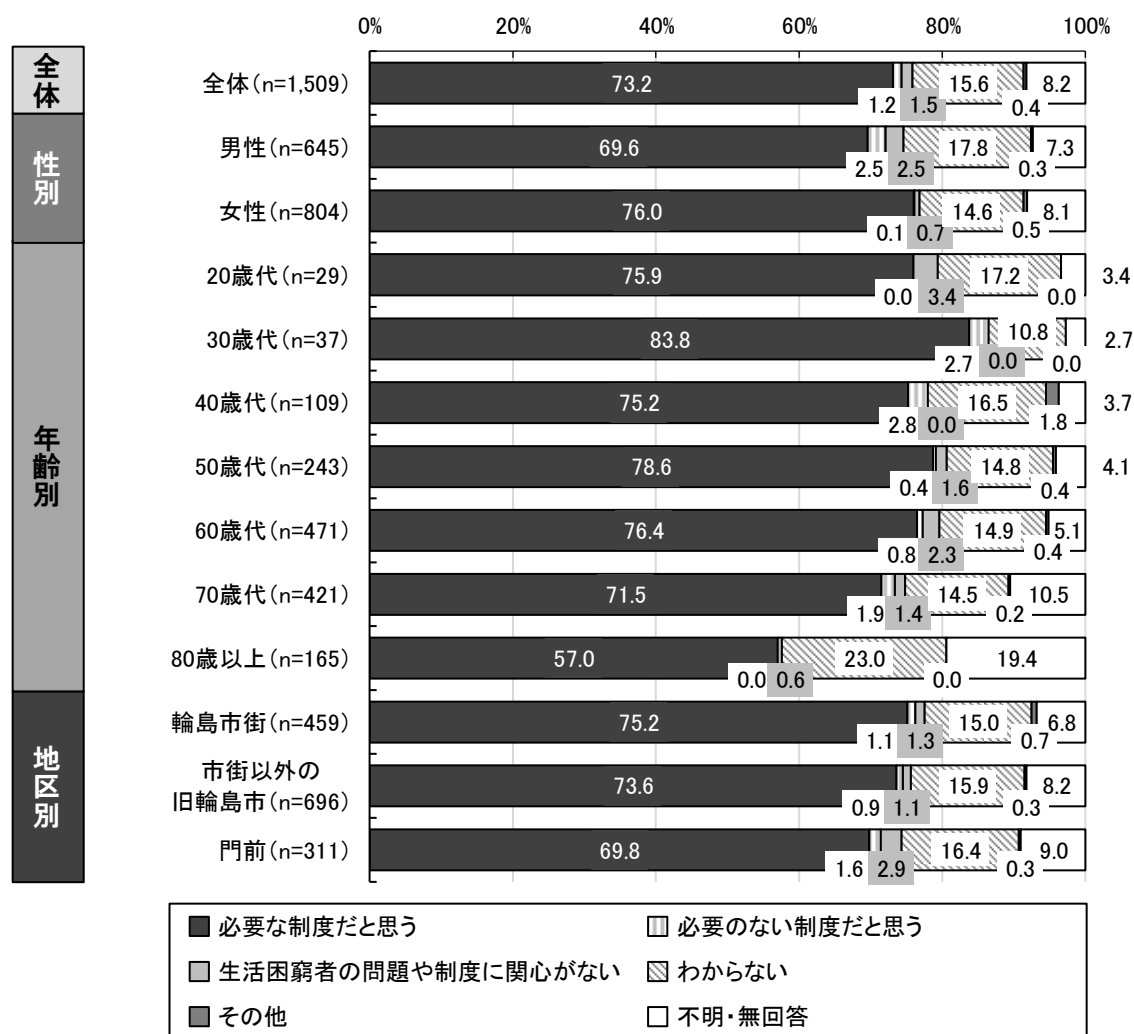
年齢別にみると、20～70歳代では年齢が上がるにつれて「名称も内容も知らない(この調査で知った)」が低くなっています。地区別にみると、輪島市街・市街以外の旧輪島市では「制度の名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」、門前では「どういった制度なのか知っている」「制度の名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」が、それぞれ最も高くなっています。



■あなたは、生活困窮者の問題や支援制度についてどう思われますか。(ひとつだけ○)

全体では「必要な制度だと思う」が73.2%と最も高く、次いで「わからない」が15.6%となっています。

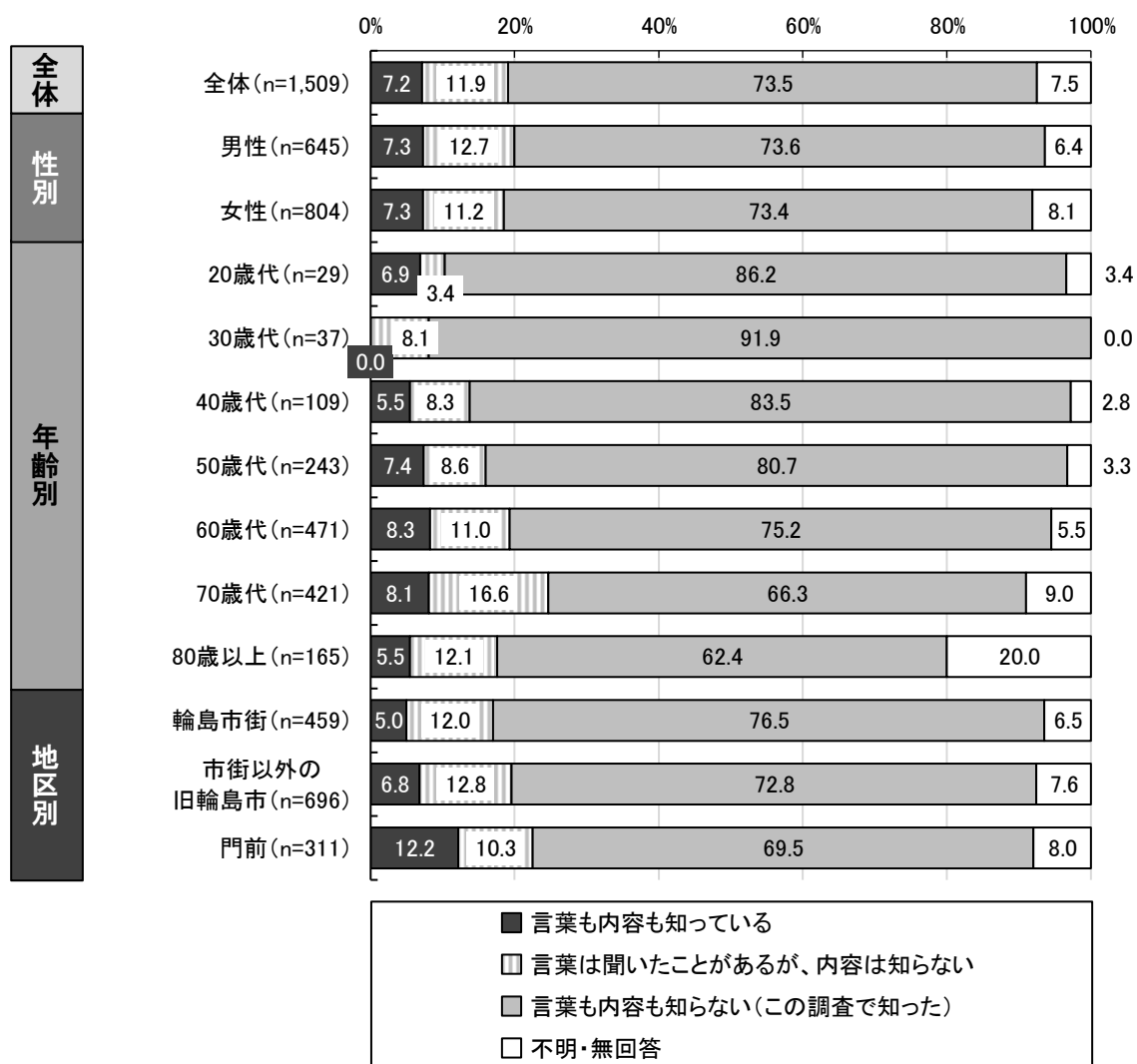
性別にみると、「必要な制度だと思う」では女性が男性を6.4ポイント上回っています。年齢別にみると、いずれの年齢も「必要な制度だと思う」が最も高く、30歳代では8割を超えています。



■あなたは、「要配慮者台帳登録制度※」を知っていますか。(ひとつだけ○)

全体では「言葉も内容も知らない(この調査で知った)」が73.5%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が11.9%となっています。

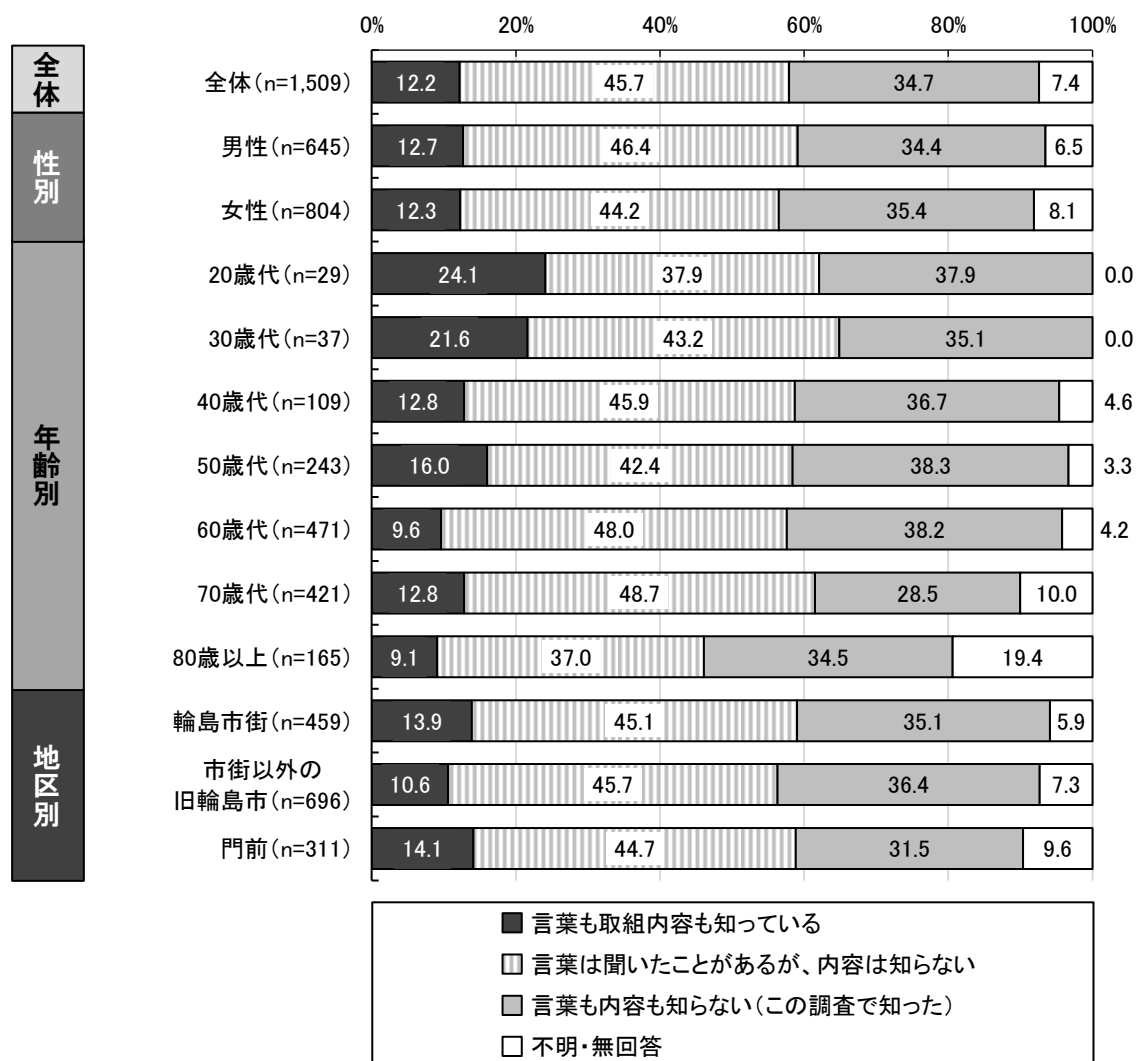
年齢別にみると、70歳代では「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が、他の年齢と比べて高くなっています。地区別にみると、門前では「言葉も内容も知っている」が、他の地区と比べて高くなっています。



■あなたは、再犯防止対策について知っていますか。(ひとつだけ○)

全体では「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が45.7%と最も高く、次いで「言葉も内容も知らない(この調査で知った)」が34.7%となっています。

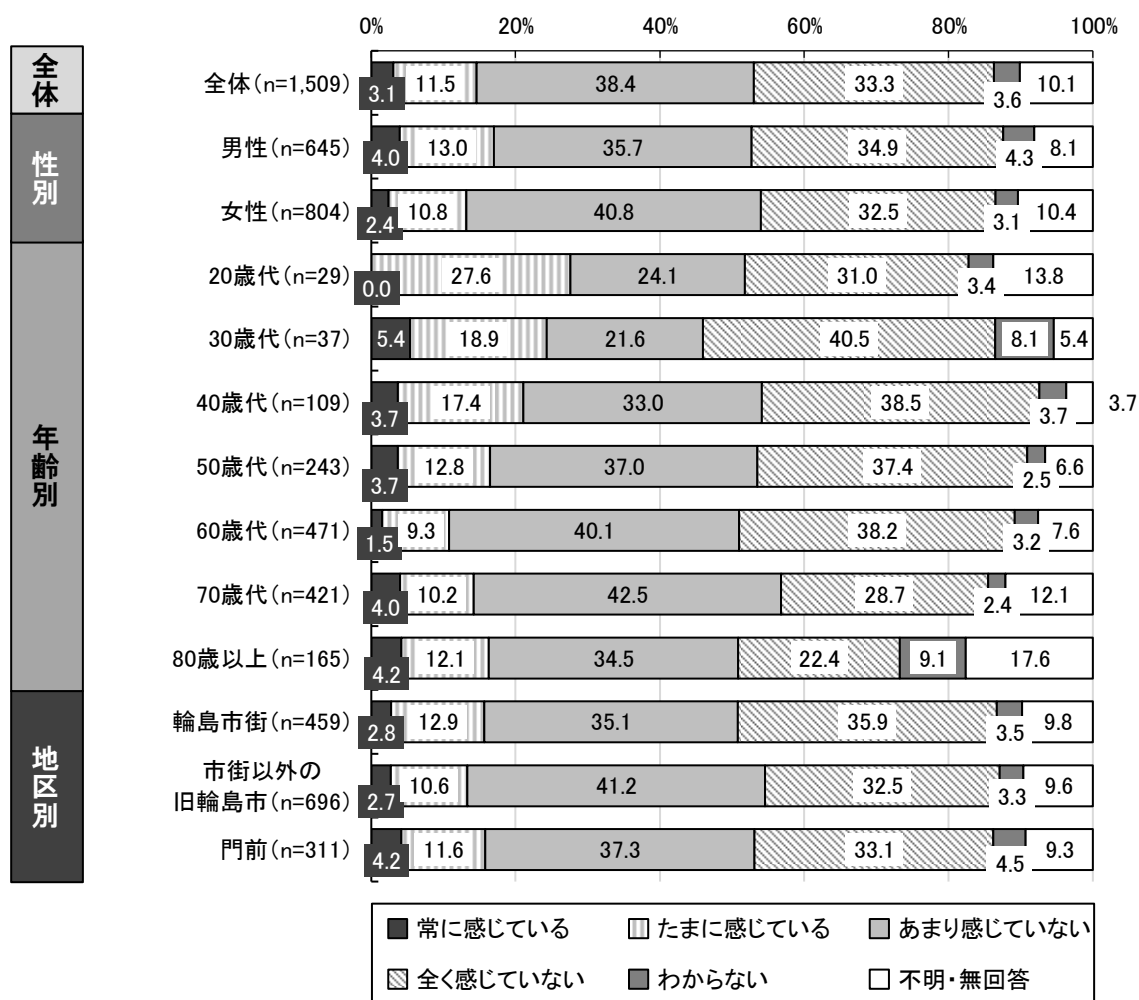
年齢別にみると、20～30歳代では「言葉も取組内容も知っている」が、他の年齢と比べて高くなっています。



■コロナ禍の中で他者とのつながり・コミュニケーションが制限される中で、「自分は孤立している」「自分は孤独である」と感じることはありますか。(ひとつだけ○)

全体では「あまり感じていない」が38.4%と最も高く、次いで「全く感じていない」が33.3%となっています。

年齢別にみると、20～40歳代では『感じている』（「常に感じている」と「たまに感じている」の計）が2割台と、他の年齢と比べて高くなっています。



■今後、地域の中でどのような支援や支え合いがあると良いと感じていますか。(〇はいくつでも)

全体では「直接相談できる専門家の情報がほしい」が36.5%と最も高く、次いで「買い物や病院への移動を手伝ってほしい」が22.7%となっています。

性別にみると、「身体介護・生活介護をしてほしい」では男性が女性を8.2ポイント上回っています。年齢別にみると、20～30歳代では「子育てに関する情報が欲しい」が、他の年齢と比べて高くなっています。地区別にみると、門前では「買い物や病院への移動を手伝ってほしい」が、他の地区と比べて高くなっています。

【全体・性別・年齢別・地区別】

単位：％

	直接相談 できる 専門家の 情報が ほしい	身体介 護・生活 介護をして ほしい	近所の住 民と関わ るきつかけ を作って ほしい	子育てに 関する 情報が 欲しい	相談に 乗って ほしい	話し相手 になって ほしい	就労・復 帰支援を してほしい	就学・復 学支援を してほしい	介護に関 する情報 が欲しい
全体(n=1,509)	36.5	15.8	7.5	4.7	11.6	8.5	6.1	3.0	20.7
性別									
男性(n=645)	38.1	20.5	8.1	5.1	13.5	8.4	7.1	4.0	21.9
女性(n=804)	35.6	12.3	6.8	4.5	10.6	8.6	5.5	2.2	19.0
年齢別									
20歳代(n=29)	13.8	10.3	13.8	27.6	10.3	3.4	13.8	6.9	10.3
30歳代(n=37)	32.4	5.4	5.4	24.3	2.7	8.1	8.1	8.1	10.8
40歳代(n=109)	33.0	11.9	13.8	14.7	12.8	9.2	11.9	11.0	16.5
50歳代(n=243)	44.9	14.4	8.6	5.3	9.5	7.4	8.6	3.3	20.2
60歳代(n=471)	37.2	18.7	5.5	3.0	11.7	8.1	6.8	2.3	22.7
70歳代(n=421)	35.6	15.4	7.8	1.4	13.3	8.8	3.1	1.2	20.7
80歳以上(n=165)	32.1	15.2	6.1	2.4	12.7	10.9	2.4	1.8	21.8
地区別									
輪島市街(n=459)	39.0	14.2	7.0	4.8	9.8	6.5	7.0	3.7	18.7
市街以外の旧輪島市(n=696)	36.5	16.1	7.9	4.7	11.9	8.2	5.3	2.0	22.6
門前(n=311)	33.8	17.4	6.8	4.2	14.5	12.2	6.1	3.9	19.3

	買い物や 病院への 移動を 手伝って ほしい	日々の 生活を見 守って ほしい	特にない	その他	不明・ 無回答
全体(n=1,509)	22.7	13.6	19.2	0.9	13.4
性別					
男性(n=645)	23.1	11.9	20.6	0.6	10.2
女性(n=804)	22.8	14.8	18.7	1.1	15.0
年齢別					
20歳代(n=29)	6.9	6.9	37.9	0.0	6.9
30歳代(n=37)	13.5	8.1	40.5	0.0	5.4
40歳代(n=109)	22.0	15.6	25.7	0.9	2.8
50歳代(n=243)	21.8	14.0	20.2	2.1	7.4
60歳代(n=471)	25.9	12.1	17.4	0.8	11.3
70歳代(n=421)	22.6	13.8	16.6	0.7	19.0
80歳以上(n=165)	21.2	17.6	18.8	0.0	19.4
地区別					
輪島市街(n=459)	15.9	10.0	23.5	0.4	11.8
市街以外の旧輪島市(n=696)	23.4	14.5	17.4	1.0	13.5
門前(n=311)	32.5	16.7	17.0	1.3	12.5

■近所の人と、どのような関係を望んでいますか。(ひとつだけ○)

全体では「いざというときに助け合えるくらいに親しくしたい」が39.7%と最も高く、次いで「会えば立ち話をする程度に親しくしたい」が16.4%となっています。

年齢別にみると、30歳代では「会えばあいさつやおじぎをする程度に付き合いたい」、その他の年齢では「いざというときに助け合えるくらいに親しくしたい」が、それぞれ最も高くなっています。

【全体・性別・年齢別・地区別】

単位：%

		日頃から行き来があるくらいに親しくしたい	いざというときに助け合えるくらいに親しくしたい	会えば立ち話をする程度に親しくしたい	会えばあいさつやおじぎをする程度に付き合いたい	生活時間帯が違うので近所付き合いは難しい	近所付き合いはしたくない	その他	不明・無回答
全体 (n=1,509)		13.4	39.7	16.4	15.9	3.0	0.9	1.0	9.7
性別	男性 (n=645)	13.5	39.1	16.9	17.4	3.3	0.8	1.1	8.1
	女性 (n=804)	13.6	39.4	16.5	15.5	3.0	1.0	0.9	10.1
年齢別	20歳代 (n=29)	3.4	34.5	6.9	31.0	13.8	3.4	0.0	6.9
	30歳代 (n=37)	2.7	27.0	18.9	29.7	18.9	0.0	0.0	2.7
	40歳代 (n=109)	1.8	46.8	14.7	28.4	4.6	0.9	1.8	0.9
	50歳代 (n=243)	7.8	44.0	15.6	22.2	2.5	2.1	0.0	5.8
	60歳代 (n=471)	12.5	47.1	13.6	14.2	3.6	0.6	0.6	7.6
	70歳代 (n=421)	18.5	30.4	22.6	11.9	1.0	0.2	1.7	13.8
	80歳以上 (n=165)	21.2	34.5	14.5	9.1	1.8	1.2	1.8	15.8
地区別	輪島市街 (n=459)	7.8	37.5	20.5	19.6	4.1	1.5	1.1	7.8
	市街以外の旧輪島市 (n=696)	14.5	41.1	15.4	14.9	3.0	0.7	0.4	9.9
	門前 (n=311)	19.0	40.8	14.5	11.6	1.6	0.3	2.3	10.0

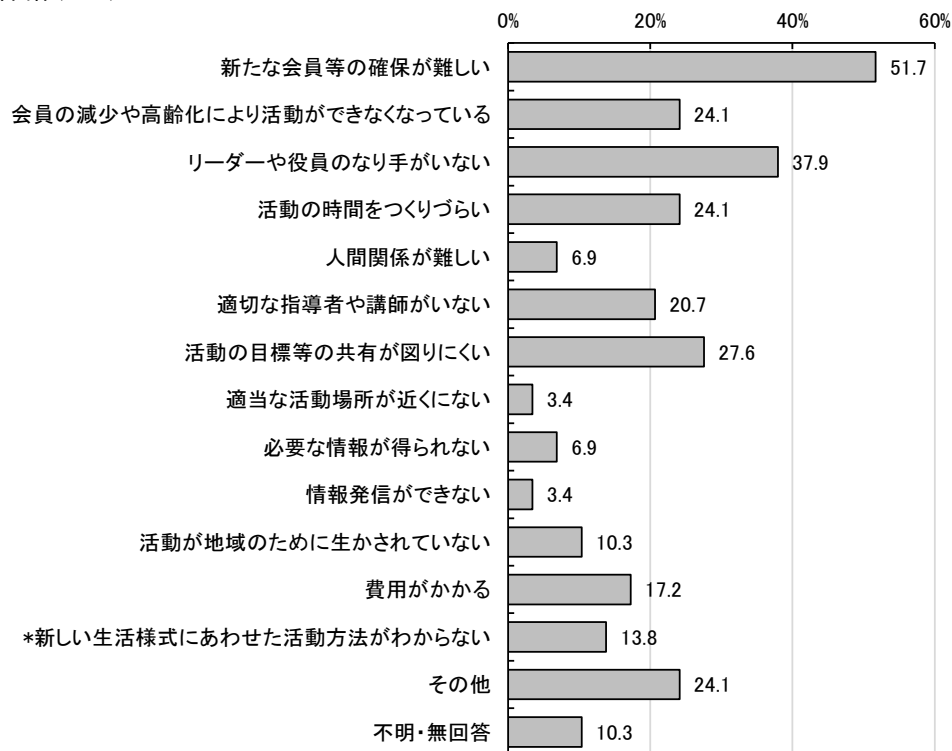


3 関係団体アンケート調査結果からみる状況

■活動を行う上で、貴団体が課題だと感じていることや困っていることはありますか。
(〇はいくつでも)

「新たな会員等の確保が難しい」が51.7%と最も高く、次いで「リーダーや役員のなり手がいない」が37.9%となっています。

関係団体(n=29)

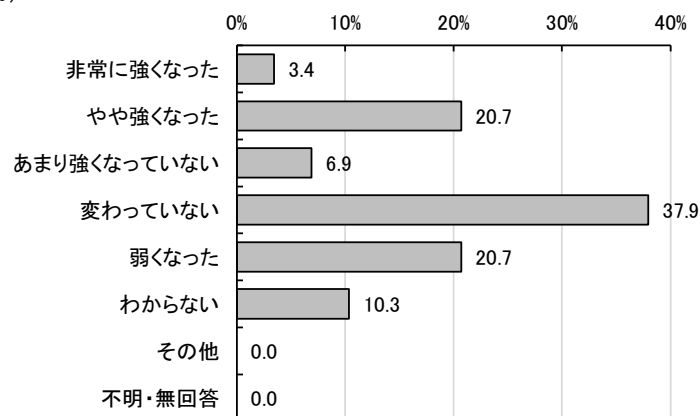


*新しい生活様式とは、新型コロナウイルスの感染拡大を長期的に防ぐために必要とされる、行動変容の規範（ルール）のこと。「一人ひとりの基本的感染対策」、「日常生活を営む上での基本的な生活様式」、「日常生活の各場面別の生活様式」、「働き方の新しいスタイル」の4つの分類が政府より示されている。

■あなたは、本市の地域のつながりはこの5年間で強くなったと感じますか。(ひとつだけ○)

「変わっていない」が37.9%と最も高く、次いで「やや強くなった」「弱くなった」がともに20.7%となっています。

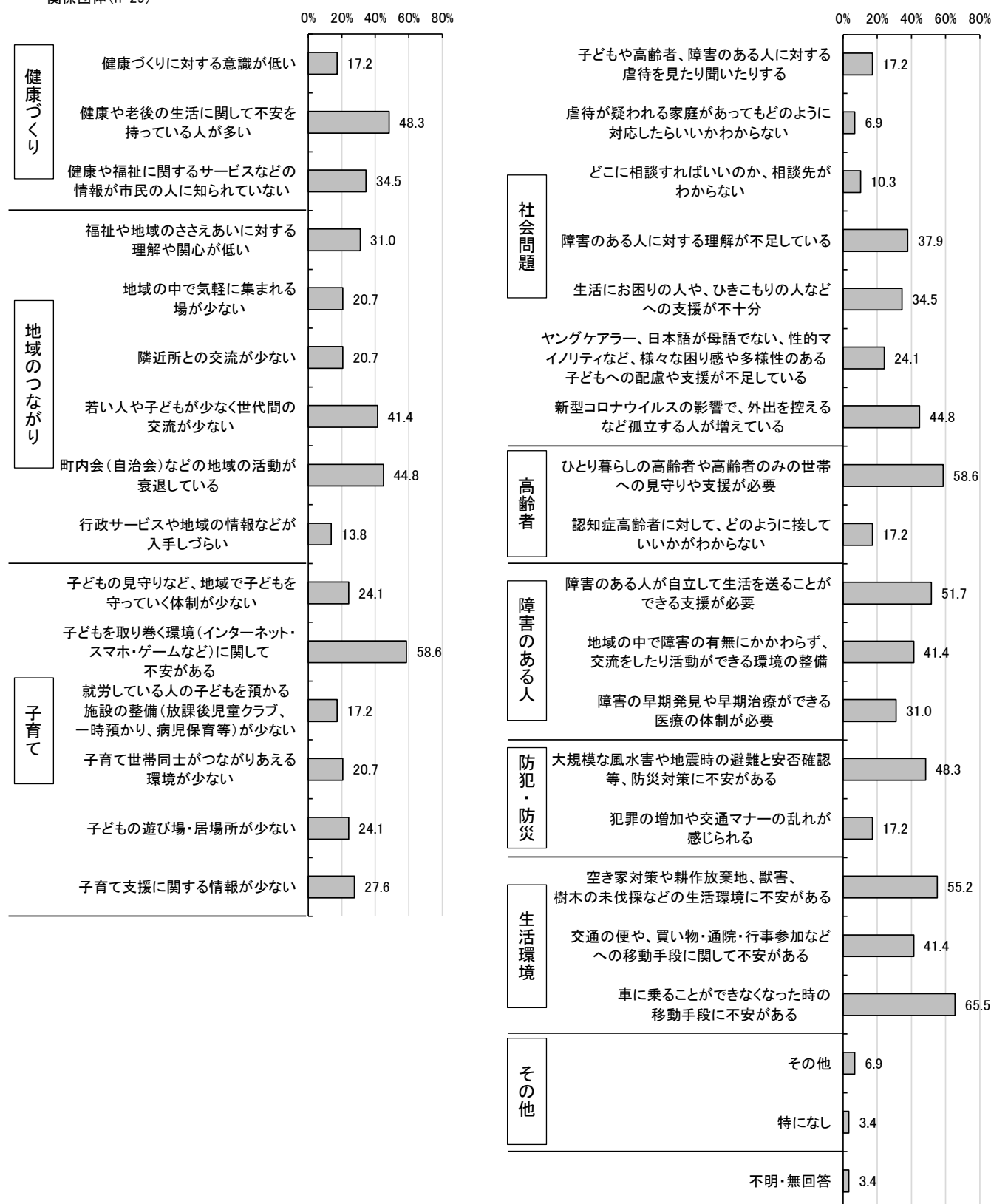
関係団体(n=29)



■貴団体の活動を通じ、どんなことが地域の課題だと感じますか。(〇はいくつでも)

「車に乗ることができなくなった時の移動手段に不安がある」が65.5%と最も高く、次いで「子どもを取り巻く環境（インターネット・スマホ・ゲームなど）に関して不安がある」「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への見守りや支援が必要」がともに58.6%となっています。

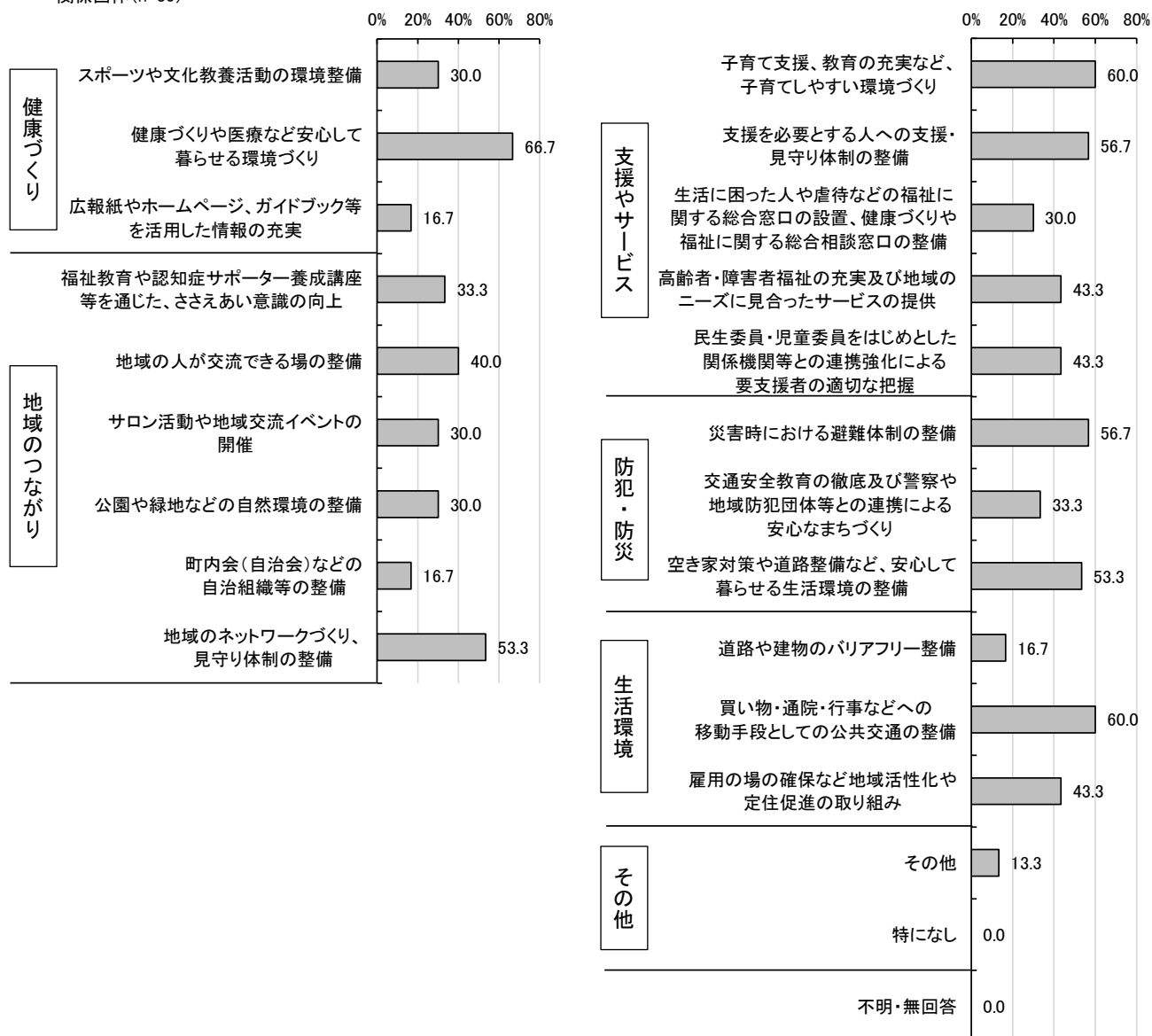
関係団体 (n=29)



■貴団体の活動を通じて、誰もが安心して暮らし続けるためには、どのようなことが必要だと考えますか。(〇はいくつでも)

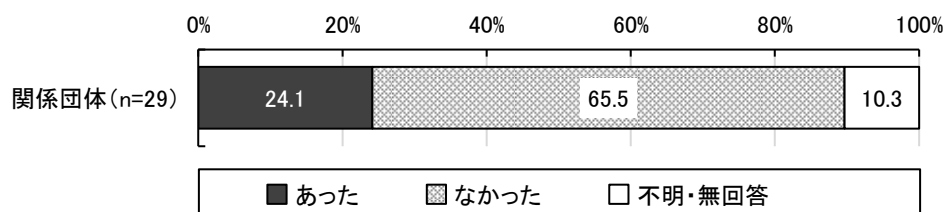
「健康づくりや医療など安心して暮らせる環境づくり」が66.7%と最も高く、次いで「子育て支援、教育の充実など、子育てしやすい環境づくり」「買い物・通院・行事などへの移動手段としての公共交通の整備」がともに60.0%となっています。

関係団体(n=30)



■コロナ禍が長期化する中、人との交流機会の減少による社会的孤立の問題が深刻化しています。実際にコロナ禍によって生じた孤立等に関する相談はありましたか。
(ひとつだけ○)

「あった」が24.1%、「なかった」が65.5%となっています。

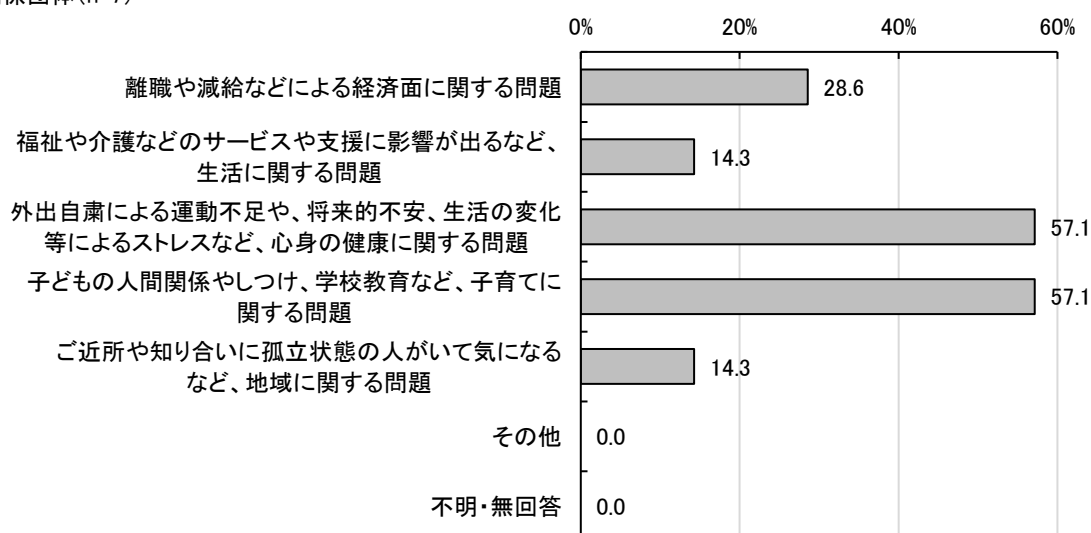


【「あった」を選んだ人】

■相談内容はどのようなものでしたか。(○はいくつでも)

「外出自粛による運動不足や、将来的不安、生活の変化等によるストレスなど、心身の健康に関する問題」「子どもの人間関係やしつけ、学校教育など、子育てに関する問題」がともに57.1%（4件）、「離職や減給などによる経済面に関する問題」が28.6%（2件）、「福祉や介護などのサービスや支援に影響が出るなど、生活に関する問題」「ご近所や知り合いに孤立状態の人がいて気になるなど、地域に関する問題」がともに14.3%（1件）となっています。

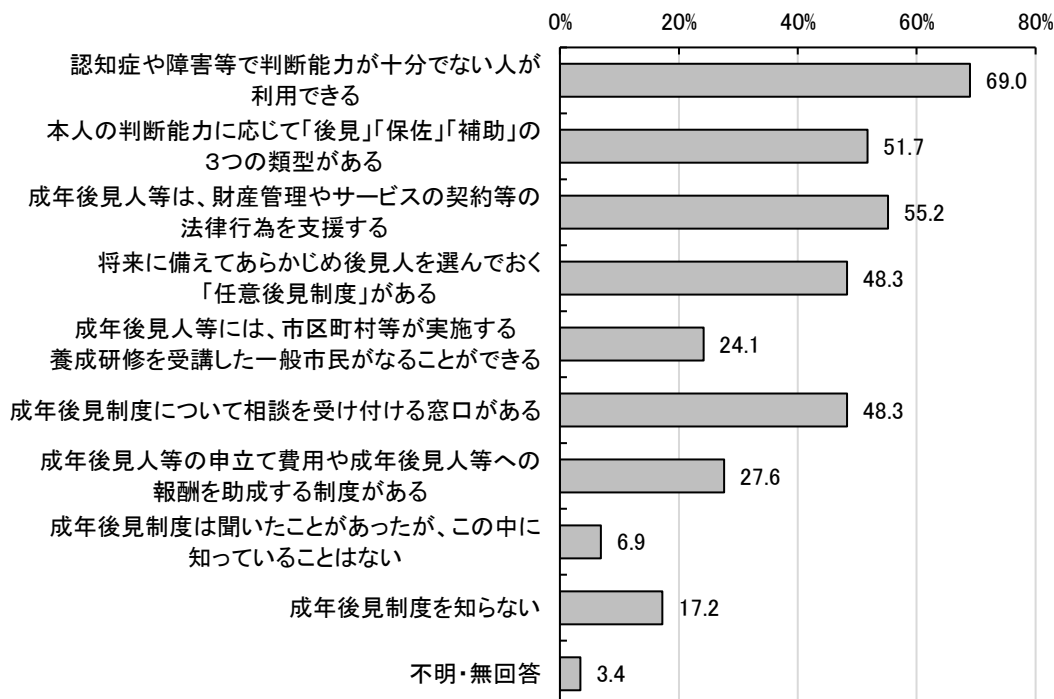
関係団体 (n=7)



■判断能力が不十分な高齢者や障害のある人の権利を保護する「成年後見制度」について、次のようなことを知っていますか。(〇はいくつでも)

「認知症や障害等で判断能力が十分でない人が利用できる」が69.0%と最も高く、次いで「成年後見人等は、財産管理やサービスの契約等の法律行為を支援する」が55.2%となっています。

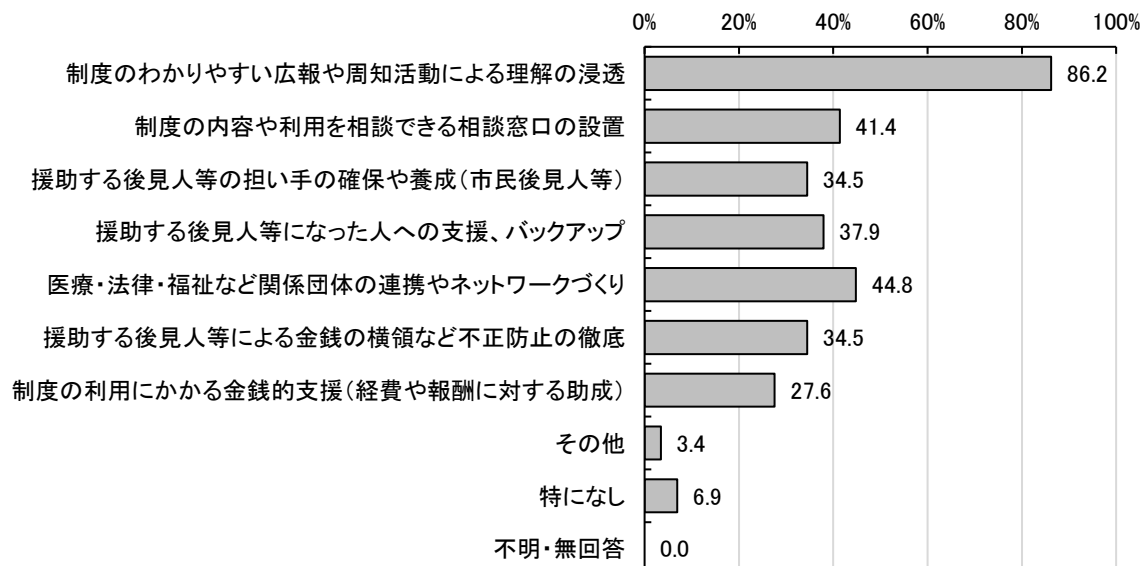
関係団体(n=29)



■成年後見制度の利用の促進・充実を図っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

「制度のわかりやすい広報や周知活動による理解の浸透」が86.2%と最も高く、次いで「医療・法律・福祉など関係団体の連携やネットワークづくり」が44.8%となっています。

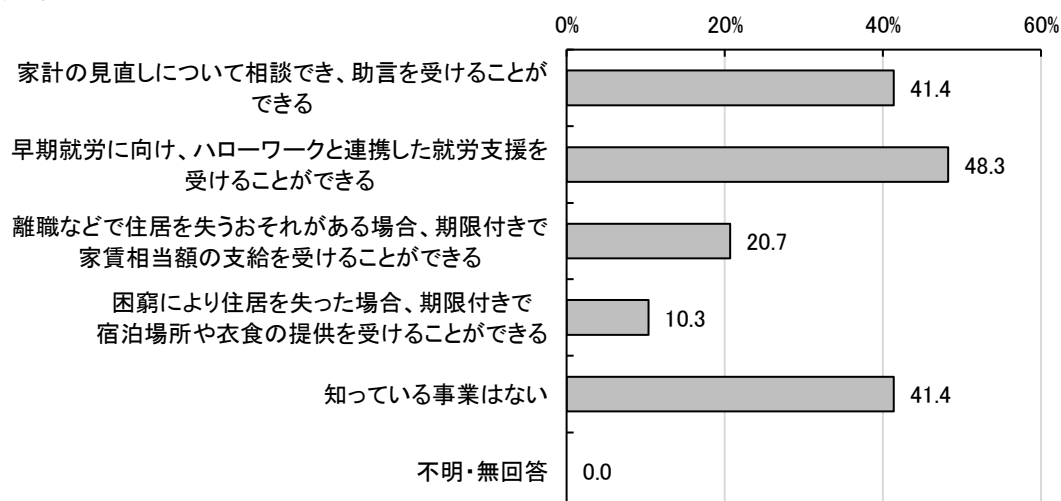
関係団体(n=29)



■生活に困窮している人、または困窮するおそれのある人を支援するための「生活困窮者自立支援制度」について、次のような事業を知っていますか。（○はいくつでも）

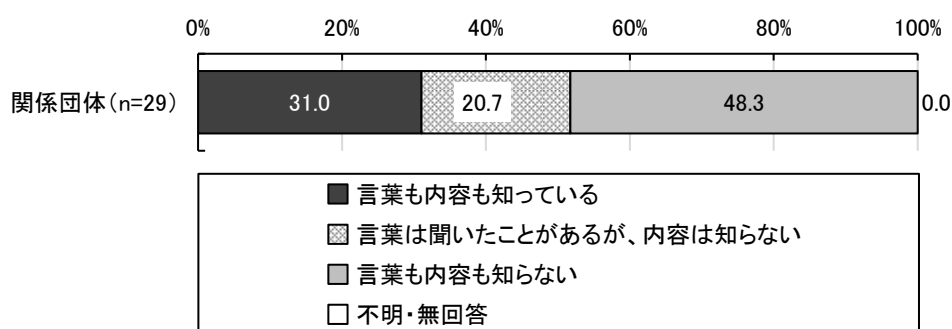
「早期就労に向け、ハローワークと連携した就労支援を受けることができる」が48.3%と最も高く、次いで「家計の見直しについて相談でき、助言を受けることができる」「知っている事業はない」がともに41.4%となっています。

関係団体 (n=29)



■あなたは、「要配慮者台帳登録制度」について知っていますか。（ひとつだけ○）

「言葉も内容も知らない」が48.3%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」が31.0%となっています。

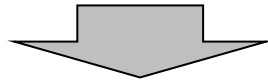


4 本市の現状からみえる課題と基本目標の設定

(1) 市民主体の地域福祉活動の意識づくり

今後人口減少や高齢化が進展する本市において、地域の担い手も同様に減少や高齢化が進むことが予想されます。生産年齢人口は減少していきませんが、これまで以上に地域に参画する割合を増加させることで、より活気のある地域づくりを行えるよう、地域福祉活動の意識づくりに取り組む必要があります。

- ・ アンケート調査では、近所付き合いの程度で「世間話をする程度の人がいる」が3割半ば、「あいさつをする程度の人はいる」が2割で上位2位。年齢が上がるにつれて「何でも気軽に相談し、助け合える人がある」が高い一方、20～30歳代では「ほとんど近所付き合いはない」が他の年代と比べて高い。
- ・ 地域で行われている活動の参加状況では、「参加していない（しなくなった）」「参加している」が3割前後で上位2位。男性の「参加している」割合が女性よりも高く、20～30歳代では「参加していない（しなくなった）」が6割前後。
- ・ 活動に参加していない（しなくなった）理由では、「時間に余裕がない」「自分が健康ではない」「どのような活動が行われているか知らない」が上位3位。40～60歳代では時間の問題、70歳代以上では健康面を理由にあげる割合が高い。
- ・ 関係団体調査では、活動上課題と感ずることについて、「新たな会員等の確保が難しい」が5割、「リーダーや役員のなり手がいない」が約4割で上位2位。
- ・ 活動を通じて地域の課題と感ずることでは、「町内会（自治会）などの地域の活動が衰退している」が4割半ば。



- ◆地域活動の参加意欲低下が懸念されている
- ◆近所付き合いの希薄化や、町内会活動の衰退が懸念されている
- ◆地域福祉活動の活性化を図るため、活動する人材の発掘・育成とともに負担の軽減が必要となっている

これらのことから、市民自ら率先して、地域への貢献や福祉活動への参画ができるような意識づくりに取り組みます。また、全国的には地域福祉に対する意識形成の一環として、幼少期からの福祉教育※なども求められており、本市においても取り組みを進めます。

(2) 自分たちで地域課題を解決するための地域力の強化

核家族化や地域の交流の希薄化が進みつつある中で、地域の自助・共助機能の強化が必要とされています。比較的、地域の交流などが根強く残る本市においても、これらの傾向はみられ、となり近所の住民同士で自分たちの地域が抱える課題を解決できる地域力を育てていくことが大切です。

- ・アンケート調査では、居住している地域のつながりが、この5年間で「変わっていない」と回答した割合が4割、「弱くなった」が約2割で上位2位。関係団体調査では、「変わっていない」と回答した割合が約4割、「やや強くなった」「弱くなった」がともに2割。
- ・アンケート調査では、居住地区の気になるところ（不安や不満）で、「バスなどの公共交通が不便である」「買い物など日常生活が不便である」が上位2位で、具体的に解決してほしい課題では、「移動手段がない人への移動支援」「ひとり暮らしや高齢世帯への見守り・支援」が上位2位となっている。
- ・「要配慮者台帳登録制度」の認知度では、「言葉も内容も知っている」は1割未満の一方で、「言葉も内容も知らない（この調査で知った）」が7割で最も高い。関係団体調査では「言葉も内容も知っている」は3割、「言葉も内容も知らない」が約5割。
- ・近所との望む関係については、「いざというときに助け合えるくらいに親しくしたい」が約4割で最も高い。
- ・関係団体調査では、活動を通じて地域の課題と感ずることについて、「車に乗ることができなくなった時の移動手段に不安がある」が6割半ば、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への見守りや支援が必要」が約6割で上位2位。
- ・活動を通じて、安心して暮らすために必要と考えることについて、「地域のネットワークづくり、見守り体制の整備」が5割。



- ◆運転免許証を持たない者の増加に加え、バス路線の縮小にともない、移動支援等地域での支え合いが必要になっている
- ◆地域のつながりに関して、助け合う関係性が望ましいと考えられている
- ◆身近な地域での見守り体制、ネットワークの構築が求められている
- ◆地域の課題解決に向け、市民の意識を高め地域力の強化を図ることが重要となっている

これらのことから、市民自ら地域の課題を発掘し、それを協力しながら解決できる地域力の強化に取り組みます。また、全国的に大規模な災害が頻発していることから、安心・安全に対する意識が高まっており、安心・安全に暮らせる地域づくりについても推進します。

(3) 支援を必要としている人を助ける重層的な支援体制づくり

近年、地域の課題の多様化や複合化が進み、いくつかの要因が重なってしまうことで、適切な支援を受けられない家庭が発生しています。本市においても、このような家庭は存在しており、既存の福祉分野の支援にあわせて、こういった複合的な課題を抱えている家庭の支援についても行える体制づくりが必要です。

- ・アンケート調査では、生活困窮者の問題や支援制度について「必要な制度だと思う」が7割。
- ・成年後見制度の認知度について「制度の名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」が約4割、「どういった制度なのか知っている」が3割で上位2位。
- ・再犯防止対策の認知度について「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が4割半ば、「言葉も内容も知らない（この調査で知った）」が3割半ばで上位2位。
- ・地域にあると良い支援や支え合いでは「直接相談できる専門家の情報がほしい」が3割半ばで最も高い。
- ・コロナ禍で、自分は孤立している・孤独であると『感じている』（「常に感じている」「たまに感じている」の合計）が1割半ば。
- ・関係団体調査では、成年後見制度の利用の促進・充実を図るために必要なこととして、「制度のわかりやすい広報や周知活動による理解の浸透」が8割半ばで最も高い。
- ・コロナ禍によって生じた孤立等に関する相談では、「あった」が2割半ば、「なかった」が6割半ば。
- ・活動を通じて、安心して暮らすために必要と考えることについては、「支援を必要とする人への支援・見守り体制の整備」「災害時における避難体制の整備」がともに5割半ば。



- ◆市民に対し、支援を必要としている人の課題解決につながる、様々な制度の認知度向上に向けた取り組みが必要となっている
- ◆多様化、複雑化する課題を抱える世帯へのスムーズな支援が必要となっている
- ◆災害時など有事に備えた体制整備が求められている

これらのことから、相談者がどのような課題や困り事を抱えていても、すばやく確実に支援ができる重層的な支援体制づくりに取り組みます。また、多様化、複雑化する課題に対応できる支援体制の構築についても検討を進めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

ふれあい 助け合い 支え合う お互いさまの地域づくり

本市においては、高齢化の進行や地域のつながりの希薄化など様々な問題や課題が地域にはあります。また、複合的な課題を抱える家庭もあり、これまで以上に地域が抱える問題や課題は画一的に支援できるものではなくなっています。

このような中で、支援が必要な人に適切な支援が届く地域社会を形成するためには、まずは地域の中でお互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合うこと、そして、そういった地域を担い手や関係機関、行政が連携しながら支え合うことが重要です。

本計画では、こういった将来を実現するべく「ふれあい 助け合い 支え合う お互いさまの地域づくり」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。



2 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

自助

基本目標1：市民主体の地域福祉活動の意識づくり

市民協働の地域福祉活動を推進するために、福祉に関する相互理解、交流活動、情報発信、意識啓発、福祉教育等を通じて、市民自らが率先して地域福祉活動に取り組むよう、意識形成を図ります。

共助

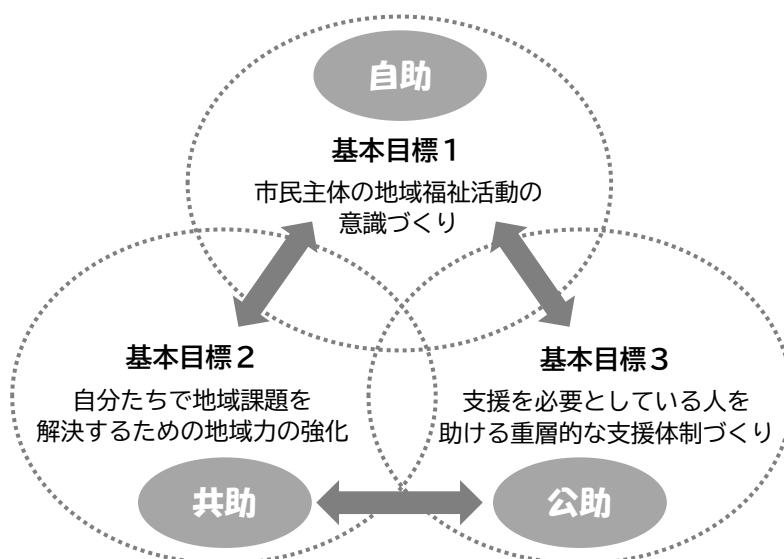
基本目標2：自分たちで地域課題を解決するための地域力の強化

地域活動を支えていくためには、市民同士が協力できるネットワークの形成が重要です。それぞれの活動を尊重し、活動に携わる人たちをつなげることで、日常から緊急時において、地域の中で交流し支え合うことができる地域力を育みます。

公助

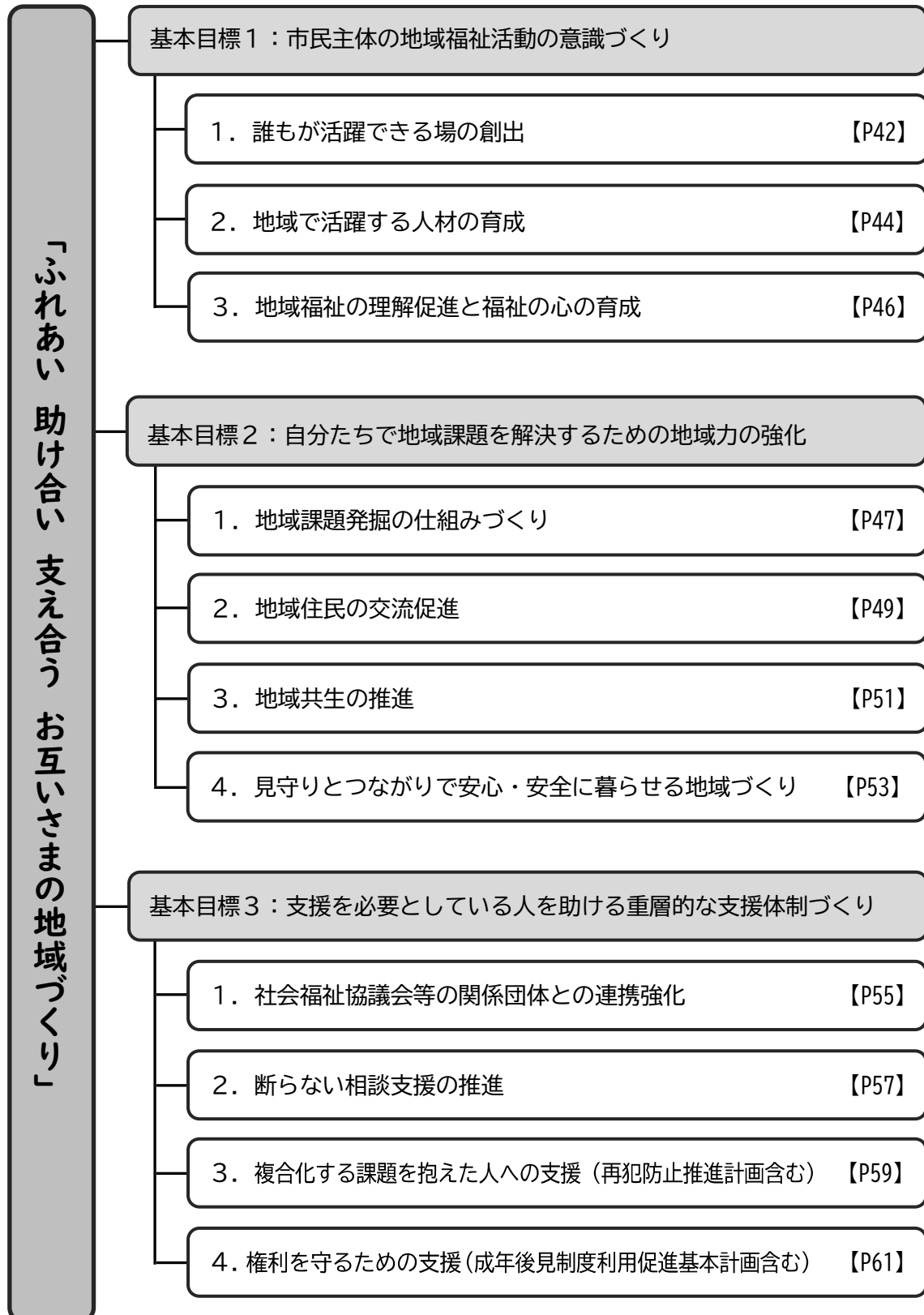
基本目標3：支援を必要としている人を助ける重層的な支援体制づくり

様々な課題を抱える人たちを含め、誰ひとり取り残さずに支援できるまちを目指します。関係機関や地域とのつながりや庁内の連携を強化していくことで、速やかに、そして確実に支援へとつながられる重層的な支援体制を構築します。



3 計画の体系

基本理念



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ：市民主体の地域福祉活動の意識づくり

地域活動を支えていくためには活動に参加する人材が欠かせません。まずは、住民の地域福祉に対する理解を深めることが重要です。その上で、誰もが自分らしさを持ち、地域に貢献することや、地域の担い手として様々な取り組みを進めることで、活動の継続と発展を目指します。そして、地域活動全体を活性化させることにより、地域の交流や住民同士のつながりを強化していきます。

1. 誰もが活躍できる場の創出

地域にはサロン活動^{*}等の集まる場所や交流の機会が多くあります。しかし、情報を知らないことやきっかけがないことで、参加していない人もいます。誰もが地域活動に参加し貢献できるような場所や機会の創出に取り組み、地域づくりを活性化します。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 公民館事業や町内会活動、老人クラブ、子ども会などの地域活動に関心を持ち、参加または見守りするよう心がけます。
- 学校行事や地域の行事などへの関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。
- 住民一人ひとりが地域の担い手としての意識を持ち、地域の活性化に貢献できるよう心がけます。

地域

- 地域で活動している団体の活動目的や意義を市民に理解してもらえるよう情報発信します。
- 地域や町内会が行っている活動や行事などを市民に周知し、参加を促します。
- ライフスタイルのあり方を尊重しながら、性別や年齢、障害の有無に関わらず、多くの人が地域の活動や行事に参加できるよう工夫します。
- 従来の活動や行事について継続して取り組むとともに、初めてでも参加しやすいような新しい活動や行事に取り組むことで、誰もが地域に参加しやすいきっかけづくりを進めます。

■取り組むこと

社協

- 日常生活での困難さや生きづらさを抱える人が、悩みを相談し、これからの暮らしについて考え、地域で活躍できる場をつくります。
- 福祉講座やボランティア活動をきっかけに性別や年齢、障害の有無に関わらず、多くの人が活躍する場をつくります。
- 地域で活動している団体の活動の充実に向け、情報交換の機会を提供します。

行政

- 地域住民と各種団体などが連携した活動を支援します。
- 子どもや高齢者、障害者、生活困窮者、ひきこもり※など、誰もが参加し活躍できる場づくりや活動を支援していきます。
- 地域活動やサロン活動に取り組む団体を支援し、地域における多様な居場所づくりを進めます。
- 共通点のある活動や団体など、交流を深められる場や機会を充実させます。
- 既存の地域活動を整理しながら、互いに取り組んでいる活動や課題を情報提供できる仕組みづくりを進めます。



▲ ボランティアフェスティバル

2. 地域で活躍する人材の育成

地域活動を発展・継続させていくためには、新たな人材・担い手が必要です。人材の発掘を進めるとともに、既存の担い手や活動者の活動の質を向上させるための取り組みも行います。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 地域や学校のボランティア活動、地域の見守り活動などに積極的に参加します。
- 仕事や趣味で培ってきた技術や特技を地域のために役立てます。
- 公民館事業に参加し、地域について考える場に参加していきます。
- 区長町内会長、民生委員・児童委員などの限られた人だけに過度な負担が強いられないよう、自分たちにできることから取り組んでいきます。

地域

- 地域で行われているボランティア活動について、掲示板や回覧板を活用して情報提供し、活動への参加を促します。
- 地域のリーダーとなる人材の発掘と担い手となる人材を育てていきます。
- 地域の資源や人材を活かしながら、身近な生活上の福祉課題に関する学習会などを開催していきます。

■取り組むこと

社協

- ボランティア講座を開催し、ボランティアの育成に努めます。
- 輪島市ボランティアセンターの利用促進を図ります。
- 市内のボランティア団体の活動を紹介しながら活動の活性化や参加者の増加を図ります。
- ボランティア活動が円滑に運営されていく上で必要な相談体制を整備します。
- 高齢者や障害者、生活困窮者、その家族の生活を支援する人材を育てます。
- 既存の区長町内会長、民生委員・児童委員と連携、協働しながら地域のことを考える人材の発掘・育成に努めます。

- 地域における福祉人材を育成する取り組みを支援していきます。
- 地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修などの充実を図ります。
- 各種団体と連携しながら、組織づくりに関しての調整や支援を行います。
- ボランティアグループが地域で積極的に活動するために支援していきます。
- 輪島市よりあい構想について、市全域を包含する第1層協議体を設置し、社会福祉協議会や生活支援コーディネーター※と連携して取り組みます。また、公民館区域ごとに第2層協議体を設置し、地域の実情に応じた取り組みを推進します。

生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、地域住民や各種団体、企業など様々な人が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目標としています。

本市では、この事業を「輪島市よりあい構想」と称し、平成29年度から公民館区域を単位とした地区説明会やワーキング※を順次開催し、各地区での協議体及び生活支援コーディネーターの設置に取り組んでいます。

具体的な取り組みとして、地域によって年齢別の人口割合や生活環境、社会資源※に差異があり、地域で生活していく上での課題把握と整理を行う必要があることから、地域ごとにアンケート調査やワーキングを実施しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域づくりを住民主体で見出すことができるよう、輪島市社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人等とも連携しながら支援しています。

▼協議体の運営委員会の様子



▼ワーキングの様子



3. 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成

地域福祉を推進していくためには、市民の理解と協力が必要不可欠です。そのためには、年齢を問わず福祉教育を展開し、福祉に対する意識の向上を図ることで、市民全員に福祉の心を育むことが必要となります。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 人権教育や福祉教育に関する学習会などへ積極的に参加します。
- 家庭内で子どもへの福祉教育について取り組んでいきます。
- 人権や地域の中で住民同士が尊重しあう大切さを学びます。

地域

- 地域や福祉に対してより一層関心を持ってもらえるよう周知・啓発活動に取り組みます。
- 地域の資源や人材を活かしながら、人権教育や福祉教育に関する学習会などを開催し地域福祉の向上に努めます。
- 子どもの頃から地域や福祉に関心を持てるよう、小中学生を対象としたボランティア体験学習や福祉教育のイベントを開催します。

■取り組むこと

社協

- 地域福祉の意識を向上させるための、啓発や情報発信に取り組みます。
- 高齢者や障害者、子どもなど、誰もが参加できるイベントや福祉に関する講演会などを実施し、住民同士の支え合い・助け合いの気持ちが育まれるように働きかけます。
- 次世代を担う子どもが明るく健やかに育つよう支援を行います。
- 福祉に対する住民理解を深めるために、小・中学校、地区公民館、老人クラブ等に対して福祉講座や研修会を開催します。

行政

- 地域福祉の意識を向上させるための、啓発や情報発信に取り組みます。
- 人権や福祉をテーマとした講演会や講座などを開催し、市民への福祉教育を推進します。
- 子どもへの福祉教育について、児童・生徒が福祉に関わる機会の提供などを小中学校と連携しながら取り組みます。
- 生涯学習を通じた福祉に対する意識の高揚を図ります。

基本目標2：自分たちで地域課題を解決するための地域力の強化

市民がお互いの立場や生活、考え方を理解し、お互いに助け合うことが地域福祉の原点です。人との協働・理解に向けて、交流を深めることにより市民一人ひとりの尊厳が守られ、地域共生社会の実現につながっていきます。

1. 地域課題発掘の仕組みづくり

性別や年齢、障害の有無などに関わらず、誰もが地域の福祉課題を「我が事」として考えられるような仕組みづくりを行います。そのためには、地域の福祉課題に対する理解を深めたり、課題解決を図るために必要な情報を共有することや、地域の中で困っている人や問題を発見した際に、関係機関や行政に連絡するための体制づくりを展開する必要があります。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 誰もが暮らしやすいまちづくりや地域共生社会について理解・関心を示します。
- 各種団体や社会福祉協議会、行政が発信している情報を確認し、地域の中での困り事や課題を解決できるように行動します。
- となり近所で困っている人がいれば積極的に支援します。また、区長町内会長、民生委員・児童委員と協力して必要な支援につなげます。

地域

- 行政や団体からの情報を周囲の人や情報が届きにくい人にも伝え、地域全体で共有します。
- 日常生活で困難さを抱えている人・世帯などに気が付いた時には、専門機関や行政に相談します。
- 各種団体や社会福祉協議会・行政とともに、地域課題を把握・解決できる体制づくりを進めます。

■取り組むこと

社協

- 住民が福祉やボランティア活動への理解を深めるため、「広報社協だより」等を通じて、ボランティア活動や地域福祉に関する様々な情報をわかりやすく提供します。
- 従来の情報発信に加え、SNS※等も活用しながら、より広く情報発信ができるよう取り組みを進めます。
- 団体と連携し地域に積極的に出向き、住民の声や地域課題を吸い上げ、行政とともに地域課題の解決に向けて支援を行います。

行政

- 広報誌やホームページ、SNS等を活用し、ボランティア活動や地域福祉の活動を広報・啓発するとともに、地域福祉に関する情報発信に努めます。
- 地域の人々が今まで以上に行事・イベントに参加できるよう、ケーブルテレビやホームページ、回覧板などを通じて情報を提供します。
- 情報発信の内容についても、庁内関係課が連携して一元化を進めるなど、わかりやすく充実した情報提供に努めます。
- 高齢者や障害者への理解を深めたり、配慮のあり方などについて、広報・周知を推進していきます。また、それらの人に配慮された情報発信に努めます。

コラム

ペアレント・トレーニングについて

「ペアレント・トレーニング」とは、発達障害※などを理由に子育ての「しづらさ」を感じている保護者向けに行っている、コミュニケーション講座です。ほめること（肯定的注目）を基本に子どもと接することで、よりよい親子関係の構築を目指していきます。

本市では、「ペアレント・トレーニング」を平成30年度から開催しています。参加者は就学前から小学校低学年程度の子どもの持つ保護者。コミュニケーション方法を学びながら、保護者同士がお互いの子育てについて語り合うなど、和気あいあいとした雰囲気の中で保護者の癒しの場になっているようです。

令和3年度からは「アフターペアトレ」という「ペアレント・トレーニング」受講生が集まるおしゃべり会も開催されており、コロナ禍でありながらも、保護者同士のつながりを深め、仲間同士で子育てをしていく輪が広がっています。

▼ペアレント・トレーニングのチラシ



2. 地域住民の交流促進

市民に対して、地域活動に積極的に参加してもらえるよう、地域内の交流を促進します。そのためには、市民同士の交流を活発に行ってもらうほか、交流するための場所や機会を創出したり、行事やイベントを開催することで、交流促進を図ります。また、交流を通じて地域福祉や地域の特性を知る機会の充実を図っていきます。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 住民同士で交流するよう心がけます。
- 自分や家族が興味・関心のある交流会や地域の行事、祭り、イベントなどに積極的に参加するよう心がけます。
- 地域で取り組まれているサロン活動や地域づくり活動などに参加します。
- 子どもと地域行事に参加するなど、幅広い世代でふれあう機会を大切にします。

地域

- 公民館などで、市民が気軽に集える居場所づくりを進めます。
- 地域で活動する様々なサロンなどへの参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすい環境づくりを心がけます。
- 高齢の人が持つ、経験や能力、特技、趣味を活かしながら、多世代が交流できる機会を増やします。
- 地域の行事や祭り、イベントなどを活発に継続させていきます。
- 地域の行事や祭り、イベントなどを開催するときは、高齢者や障害者など、すべての人が安心して参加できるように配慮していきます。

■取り組むこと

社協

- 市民交流のきっかけづくりとして、地域におけるサロン活動を支援します。
- すでに地域で活動しているサロン活動を紹介し、参加者の増加につなげます。
- 性別や年齢、障害の有無に関わらず、多くの地域住民が気軽に参加・交流できる場や機会をつくれます。

- サロンなど、地域で取り組む交流の場づくりを支援します。
- 参加者がお互いに悩みや困り事を語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくります。
- 住民のニーズに合わせた地域づくりを進めていきます。
- 誰もが活動に参加しやすい環境をつくるため、公共交通機関の利便性、移動手段などの向上に努めます。

子どもの包括支援体制の整備

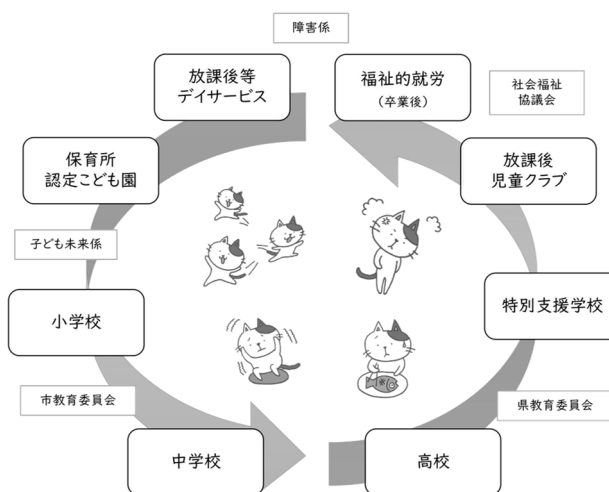
近年、本市では子どもを支援する関係機関の横のつながりを強化し、子どもや家庭を包括的に支える体制づくりを進めてきました。

平成29年度には発達障害などの子どもやその家族を支援する「発達支援室」を設置しました。主に、子どもに関わる保育所や認定こども園、小中学校・高校、放課後児童クラブ※、障害福祉サービス事業所などがしっかり連携した支援を行えるように地域全体のコーディネートを行っています（図参照）。また、家族支援にも力を入れており、保護者からの相談はもちろん、「ペアレント・トレーニング」や保護者向けの研修会なども開催しています。

令和元年度には「子ども家庭総合支援室」を設置しました。これは、要保護児童対策地域協議会*の運営をはじめ、児童虐待の予防・防止の観点から、虐待の早期解決はもちろん、各関係機関と連携し、虐待を早期発見する支援体制を整えていくためです。

本市は児童虐待、発達障害児への支援など、子どもにおける様々な社会問題を受け止め、解決していくために、今後も行政内の連携を強化し、すべての子どもが安心・安全な環境で成長していける地域づくりを進めていきます。

▼発達支援室の動き



*要保護児童対策地域協議会
虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うための地域ネットワーク。

3. 地域共生の推進

市民一人ひとりが人権尊重の視点を持ち、お互いに理解し合い、お互いに支え合うことで、地域福祉が推進され、地域共生社会の実現をしていきます。そのためには、日常生活で気になる人への声かけや、地域の中での手助けをする機運を醸成し、市民が主体的に相互に支え合い、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 近所の人と積極的にあいさつをします。
- 区長町内会長、民生委員・児童委員、地域で活動している人、団体などに対して理解し、お互いさまの気持ちを大切にします。
- となり近所に気にかかる人がいたら、声をかけて相談に乗り、必要なときは行政、専門機関へつなぎます。
- 一人ひとりが日常生活の中で、地域の中にある多様な困り事に関心を持つように心がけます。

地域

- 町内会や老人クラブ、民生委員・児童委員などが連携し、子育て家族や一人暮らし高齢者、障害者などの困り事の相談に乘ります。
- 地域において、福祉課題やその解決に向けた話し合いの場や機会をつくっていきます。
- 事業所や企業とも連携しながら、地域活動を推進します。

■取り組むこと

社協

- ボランティア団体の活動の中で、地域の中で困っている人を支え、地域全体で支え合いの機運が醸成できるよう、取り組んでいきます。
- 児童館、児童クラブを通して、子育ての環境に不安を抱えている保護者を支援します。
- 福祉サービス利用支援事業などを通じて、支援が必要な高齢者とその家族を支援します。
- 障害福祉サービス事業などを通じて、支援が必要な障害者とその家族を支援します。
- 町内会、老人クラブなど各団体が取り組んでいるサロン活動やボランティア活動がより充実したものになるよう支援を強化します。

行政

- 児童センターを通じて、子育て環境の充実を図り、不安を抱えている保護者を支援します。
- あらゆる住民が、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進します。
- 民生委員・児童委員が、地域課題の解決に向けて積極的に動けるよう支援します。

コラム

生活困窮者家計改善支援事業について

本市では、生活困窮者への対策として、平成27年4月から自立相談支援事業、平成30年7月から就労準備支援事業及び家計改善支援事業の3事業を社会福祉協議会に委託の上、一体的に実施しています。

その中のひとつである家計改善支援事業は、家計管理が苦手な世帯に対し、家計についての相談、次に相談に基づく家計支援の計画の策定と提案、さらにこの計画に沿って家計を見直すという支援を行っています。具体的には、家計支援計画書（以下「計画書」）により世帯の収入と支出を『見える化』した上で、計画書に沿った家計管理を進めます。計画書の内容と実際の収入・支出とを比較し、必要な情報提供を行うとともに、支出の節約や家計に関する助言を行います。普段あまり意識していない収入と支出を把握することができ、多くの世帯が家計改善に結びついています。

4. 見守りとつながりで安心・安全に暮らせる地域づくり

地域で安心・安全に暮らすためには、日頃の見守り合いと、非常時にも対応ができる地域づくりが不可欠です。そのためには、地域の見守り活動を活性化しつつ、情報の共有や活用方法などを周知し、高齢者の見守りネットワークや子どもの登下校の見守り活動等の地域活動を活性化します。また、地震や豪雨などの大規模災害に備えた、地域の助け合いの関係性づくりや、スムーズな避難体制、防災・減災のまちづくりなども推進します。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 地域における見守り活動やボランティア活動に協力します。
- 子どもや高齢者、障害のある人が安心・安全に暮らせるよう防犯意識を高めます。
- 地域の問題や異変に気付いた時は、行政や関係機関へ連絡し相談します。
- 災害時に備えて、避難経路や避難場所を確認し、自分の身を守る備えをします。
- 避難訓練に参加し、災害に備えます。
- 要配慮者台帳登録制度について理解を深め、支援を頼まれた際には、積極的に引き受けます。

地域

- 個人情報に注意しながら、見守りが必要な人のニーズを把握し、地域ぐるみで情報共有していきます。
- 地域で気にかかる人について、各種団体が連携を図り、解決に向けたつながりのサポートを行います。
- 警察などとも協力しながら、防犯パトロールに取り組み、地域の防犯力を高めます。
- 自主防災組織※の活動に取り組み、避難訓練を行うなど災害に備えます。
- 要配慮者台帳登録制度について理解を深め、助け合いの意識づくりに努めます。

■取り組むこと

社協

- 民生委員・児童委員及び地域福祉推進員※が行う地域で見守りが必要な人の把握を支援します。
- 地域の生活課題等の発見・共有を図ることで、地域全体の見守り体制の意識向上を図ります。
- 地域の特性を踏まえ、地域の防災力向上のための地域活動を支援します。
- 災害時のボランティア活動について、地域の活動者や団体、行政とも連携しながら、災害に備えた組織づくりを行います。

行政

- 社会福祉協議会や関係機関などと連携しながら、市民の防犯や防災に対する意識の高揚を図ります。
- 要配慮者台帳登録制度の周知と、避難支援体制の確立に努めます。



▲放課後児童クラブでの交通安全防犯教室

基本目標3：支援を必要としている人を助ける重層的な支援体制づくり

支援を必要とする人が迅速に相談に乗ってもらい、適切な支援を受けることができるまちづくりを目指します。社会福祉協議会と行政、関係団体が地域の実情をしっかりと把握し、誰一人取り残すことなく支えられる相談から支援までの重層的な支援体制を構築します。

1. 社会福祉協議会等の関係団体との連携強化

社会福祉協議会を中心に、地域で活動する関係団体と連携を深めながら地域活動を展開することで、地域の福祉力向上を図ります。そのためには、各関係団体と社会福祉協議会、行政間での情報共有の体制強化を図り、それを踏まえた活動や支援の提供などを行っていく必要があります。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 社会福祉協議会のホームページや広報社協だより、SNSなどから情報を入手します。
- 社会福祉協議会の活動内容を知り、その活動に積極的に参加します。
- 関係団体の発信している取り組みや行事の情報を入手し、積極的に参加します。

地域

- 町内会や老人クラブ、ボランティア団体は社会福祉協議会と連携を図りながら、活動を進めていきます。
- 行政とも連携を深めながら、地域福祉活動を推進します。
- 社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を知り、各地域、団体などが積極的に参画します。

■取り組むこと

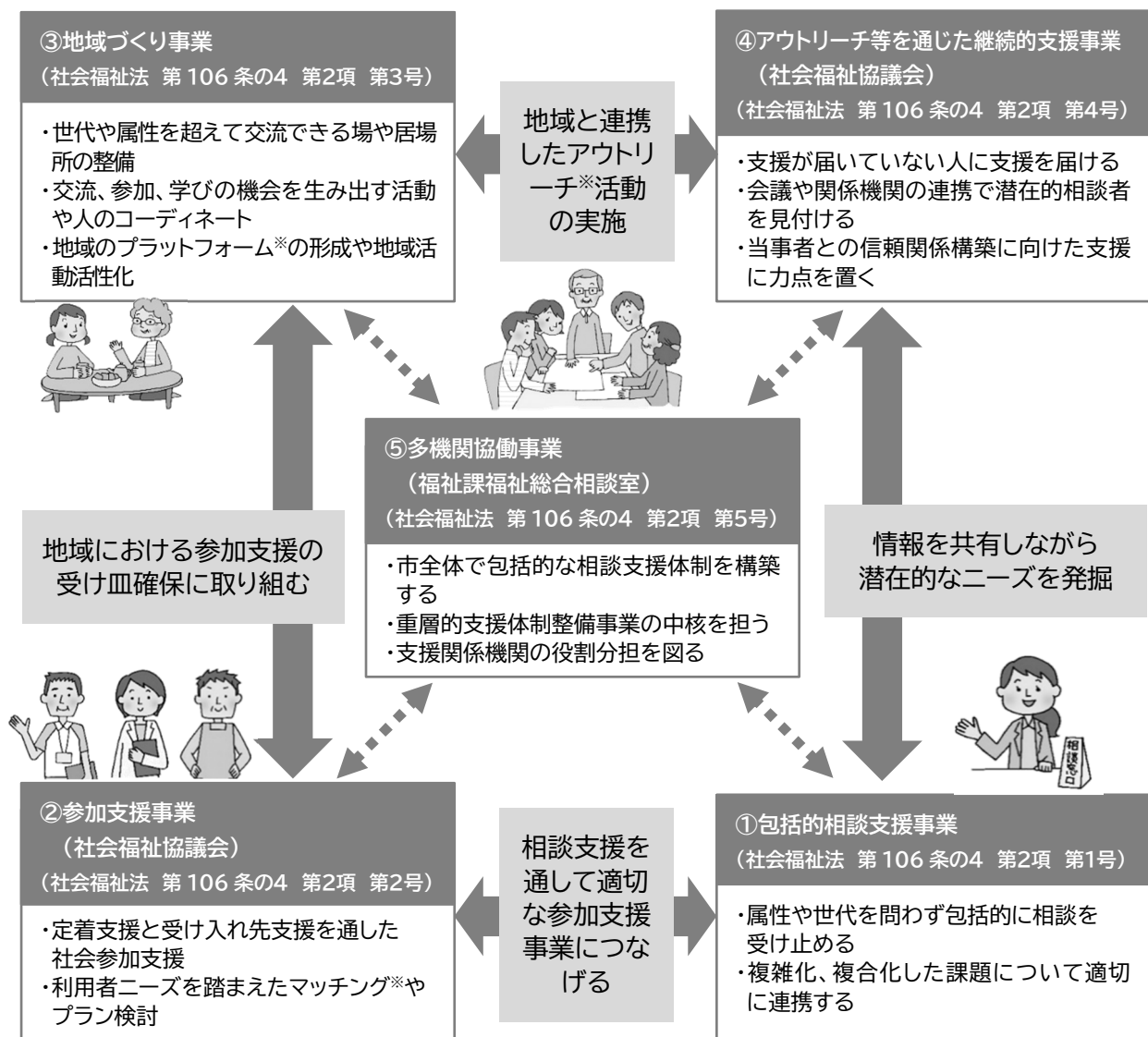
社協

- 「第2次地域福祉活動計画」を踏まえ、令和4年度から令和8年度を期間とする「第3次地域福祉活動計画」を策定し、積極的に社会福祉活動を行います。
- 社会福祉協議会職員の専門性を高めるため、研修等の機会の充実を図ります。
- 町内会や老人クラブ、ボランティア団体などと連携を図りながら地域福祉活動を進めていきます。
- 地域住民の交流促進を図る活動を行います。
- 地域の生活課題を把握し、その課題の解決に努めます。

行政

- 社会福祉協議会が進める活動に対して、理解を深めながら支援していきます。
- 多様な地域課題の解決に向けて社会福祉協議会と連携・連動しながら、地域福祉の向上に努めます。
- 町内会や老人クラブ、ボランティア団体などの地域の団体と連携を図りながら地域福祉活動を進めていきます。
- 地域の団体、社会福祉協議会、行政が情報共有を図る場をつくります。

▼重層的支援体制の整備イメージ



2. 断らない相談支援の推進

市民が困り事や悩みを抱えた際に、気軽に相談できる環境を整えます。また、相談に来ることができない人についても取りこぼすことなく、適切な支援につなげていくことができる体制をつくります。そのためには、各関係機関や庁内関係課間で綿密な連携を図り、相談体制の充実や、相談員の資質向上、支援・サービスの提供機関との情報共有などに取り組んでいきます。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 困っているときは悩みをひとりで抱えこまず、身近にいる人、となり近所の人など相談しやすい人に相談をします。
- となり近所における付き合いをこれまで以上に大切にし、お互いに気軽に相談し合える関係の構築に努めます。
- 福祉サービスに関する情報収集や、相談窓口の把握を行います。

地域

- 民生委員・児童委員など相談活動に携わる人たちは、日頃からその役割について、地域住民に知らせよう心がけます。
- 各種団体は活動に対して、地域の理解を得ながら、住民にとって気軽に相談できる存在になるよう心がけます。
- 生活上での困り事を、家庭訪問などにより把握し、専門機関や行政とも連携しながら解決に向けて取り組みます。

■取り組むこと

社協

- 研修等を通じて、民生委員・児童委員が住民の身近な相談相手となるよう支援していきます。
- 多様化する市民の相談内容に対応していくため、職員だけではなく、弁護士などの外部機関の専門家と連携しながら相談体制を充実させていきます。
- 相談窓口や相談体制を、様々な機会を通じて広報し、周知されるよう努めます。
- 福祉サービス利用支援事業等により、判断力が低下しても誰もが住み慣れた地域で住み続けることができるよう支援します。

行政

- 誰もが必要なときに気軽に相談できるように、相談窓口の周知、充実を図っていきます。
- どのような相談でも受け付けられるよう、相談窓口の担当者の資質向上と、各部署同士の情報共有を図ります。
- 地域住民の生活における多様な困り事を十分に把握し、各部署が連携して解決に向けた取り組みを進め、支援を必要としている人が適切な支援を受けられる体制づくりに努めます。
- 各部署同士の連携体制の構築や、地域の関係機関、専門機関とのネットワーク強化を図っていきます。
- 相談窓口での合理的配慮の提供に努めます。

コラム

生活困窮者就労準備支援事業について

生活困窮者就労準備支援事業につきましても、平成30年7月から家計改善支援事業と同じく社会福祉協議会に委託して行っています。

この事業は、なかなか就労ができずに困っている人に対し、働くための準備として、就労能力の向上を計画的に支援するもので、生活困窮者が安定した仕事に従事でき、それによって経済的困窮状態から脱却できるようになることを目的としています。

具体的には、生活状態や就労能力等、対象者各々の自立の段階に応じて、3つの支援内容があり、段階的・計画的に支援を行います。

● 第1段階「生活自立支援」 ●

社会参加をする上で必要な生活習慣を身につけるための支援

● 第2段階「社会自立支援」 ●

社会に順応できる能力を身につけるための支援

● 第3段階「就労自立支援」 ●

就職活動に向けた技能や知識の取得のための支援

就労自立支援では、必要に応じてハローワークへの同行支援や履歴書の記載の支援も行っており、長期間就労できなかった人で、本事業を通じて就労できた人もいます。

3. 複合化する課題を抱えた人への支援（再犯防止推進計画含む）

地域の課題が複合化・多様化しており、従来の支援の枠組みだけでは十分な支援が提供できないケースも出てきています。個人や世帯が抱える課題について、それぞれのケースにしっかりと向き合い、多角的な支援ができる体制づくりを進めていきます。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 複合化する課題（8050問題、ひきこもり、罪を犯してしまった人、孤独・孤立など）について、理解を深めます。
- 地域で複合化する課題を抱えている人がいる場合、となり近所の人や地域の活動者・団体と協力して、自分たちで支援できることを協力します。

地域

- 複合化する課題について、理解を深めます。
- 地域で複合化する課題を抱えている人がいる場合、地域の他の活動者・団体と協力して、自分たちで支援できることをします。また、速やかに行政と情報共有を行い、適切な支援に結び付けます。

■取り組むこと

社協

- 関係団体や行政と複合化する課題を抱える人への支援方法について検討します。
- 関係機関などとの連携を図りながら、複合化する課題を抱える人に対する支援を行います。

行政

- 8050問題やひきこもり、生活困窮世帯などに対する重層的支援体制を整備し、様々な角度から支援を行います。
- 複合化する課題を抱える人に関する本市の現状を把握し、関係機関との連携による切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
- 複数の支援を一体的に提供ができるよう、各部署同士の連携を深めます。
- 再犯防止の取り組みとして、保護司会※と連携しながら、罪を犯してしまった人に対する理解を促進することと、当事者に対する就労・住居の確保や、適切な福祉サービスの提供などを行い、再犯防止の取り組みを推進します。



▲子どもの孤立・孤独の防止、居場所支援も兼ねた「子ども食堂」の活動が広がっています

4. 権利を守るための支援（成年後見制度利用促進基本計画含む）

人権が守られることは、地域福祉を推進する上でも欠かせません。そのため、地域の中でお互いに尊重し合うことの大切さをすべての市民が理解して、地域福祉活動に取り組めるよう、人権意識の高揚を図ります。また、市内でも虐待（高齢者、子ども、障害者など）・DV※が起こっており、それらについては、早期発見と早期対応ができる各機関との連携と人権意識の積極的な啓発が必要です。

■取り組んでいただきたいこと

市民

- 人権擁護や虐待（高齢者、子ども、障害者など）・DVについて情報を収集し、理解を深めます。
- 地域の中でお互いに尊重し合った交流を図るよう心がけます。
- 虐待（高齢者、子ども、障害者など）・DVと思われる様子が気が付いたときには、警察や児童相談所※、市役所へ速やかに連絡します。
- 虐待（高齢者、子ども、障害者など）・DVを防止するため、気にかかる家庭については、相談活動に携わる人たちやとなり近所で協力しながら、声かけや見守りを進めます。
- 成年後見制度を必要に応じて活用します。

地域

- 人権擁護や虐待（高齢者、子ども、障害者など）・DVについて情報発信に取り組めます。
- 地域の中で虐待（高齢者、子ども、障害者など）・DVと思われる様子が気が付いたときや、相談があった際には、速やかに警察や児童相談所、市役所へ連絡します。
- 虐待（高齢者、子ども、障害者など）・DVを防止するため、気にかかる家庭については、相談活動に携わる人たちやとなり近所で協力しながら、声かけや見守りを進めます。

■取り組むこと

社協

- 人権擁護について、学べる場の提供や情報発信による啓発に取り組めます。
- 関係機関と連携し、虐待（高齢者、子ども、障害者など）について学習する場や機会を充実させます。
- 関係機関との連携を強化し、虐待（高齢者、子ども、障害者など）の早期発見と困難事例への対応を図ります。
- 成年後見制度について周知・啓発するとともに、その充実・利用促進を図ります。

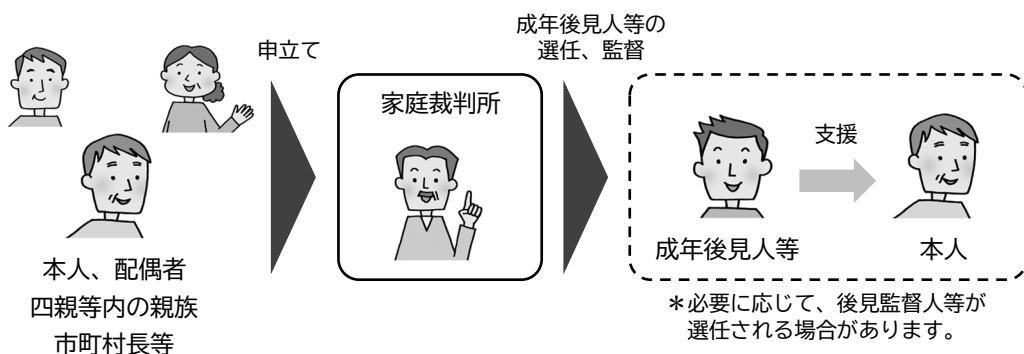
- 高齢者や子ども、障害者などに対する虐待問題やDV問題を許さない社会の必要性を周知・啓発する機会の充実に取り組みます。
- 虐待（高齢者、子ども、障害者など）・DVに対応する相談や通告の窓口を周知し、また、その機能を充実させます。
- 虐待（高齢者、子ども、障害者など）の早期発見ときめ細かい対応のため、関係機関との連携を強化します。
- 虐待（高齢者、子ども、障害者など）・DVの被害者に関して、関係機関と連携しながら、一時的に保護する施設の確保に努めるほか、安全安心な生活に向けた支援を充実させます。
- 成年後見制度について、制度の内容や利用方法に関する情報発信を行い、周知啓発に努めます。
- 成年後見制度の利用相談窓口 zu 専門職を配置し、安心して制度が利用できる体制を整えます。
- 成年後見制度の利用者のニーズや、支援方針などを踏まえながら成年後見人のマッチングに努めます。
- 成年後見制度を利用している人に随時必要な支援を提供することや、支援内容の検討等を進めます。

成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、成年後見人がその人の代わりに様々な判断を行うことで、制度を利用する人の生命、身体、財産等の権利を擁護することを目的とする制度です。

例えば、福祉サービスを利用する際の入所・入院の契約、不動産や預貯金等の財産管理などが難しい場合、成年後見人が代わりに行ってくれます。

利用については、通常以下のような手続きで申請を行います。



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域ニーズが多様化していく中で、介護や障害、子育て、生活困窮といった分野の垣根を越えた総合的な支援を展開していくため、生活の課題を把握し、市関係部局との連携体制を構築するとともに、地域の関係機関とのネットワーク強化に努めていきます。

(1) 各主体の役割

地域福祉計画を推進していくためには、市民、地域、事業者、社会福祉協議会、行政などがお互いに協働し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、地域福祉の目標実現に向けて活動していくことが重要です。

地域共生社会の視点に立てば、今後さらに「自助、共助、公助」をそれぞれ発展させていくことが必要であり、置かれた立場において得意分野を活かしながら、誰もが「支える側」として地域活動に関わっていくことがより一層求められると言えます。

①自分や家族にできること

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域のことをよく理解している住民一人ひとりが「自分たちの暮らす地域は自分たちでよくしていこう」という意識を持つことが大切です。そうした意識のもと、地域住民それぞれが積極的に声かけやあいさつを行い、市民活動に参加することを通じてお互いに支え合い、助け合える関係を築いていきます。

また、今後は認知症の高齢者、ひきこもり、子育てのしにくさを抱えた核家族世帯、地域や所属先から孤立した人などが身近に存在することを知り、自分自身がそういった地域課題に対し、どのように関わっていけるかを考察する視点が求められます。

②地域で取り組むこと

身近な地域で行われている、サロンや見守り活動などの市民活動においては、持続的、継続的な取り組みにより、地域福祉の活性化へとつなげていきます。また、各団体による連携と協力のもと取り組みを進めていきます。

今後は、様々な地域活動が横のつながりをつくり、発展的な関係性を構築していくことが求められます。また、社会的孤立の発生・深刻化を防止するネットワークづくりを市内各地域で行っていく必要があります。

③社会福祉協議会が取り組むこと

地域住民が主体的に様々な生活課題や福祉課題を解決する「地域の福祉力」を向上させるため、地域特性に応じた市民活動への支援、活動団体間のネットワークづくりの支援など、地域福祉推進をコーディネートする中心的な役割として機能させます。

また、相談業務の中からつかんだ具体的な生活課題を解決する個別支援を拡充させるために、住民や関係機関と協働を図ることで地域共生社会の実現を目指します。

④行政が取り組むこと

今後、人口減少や社会保障のあり方が大きく変動していくことを想定し、地域福祉の充実のために、住民、地域、社会福祉協議会、行政が相互理解を図り、より発展的な関係を構築するためのコーディネートを行政が担っていきます。こうした視点から、分野ごとでは解決できない複合的な地域課題を受け止め、対応していく体制をまずは行政内で構築していく必要があります。

また、地域住民が役割を持ち、互いを支え合いながら、そこにある地域課題を行政等と連携して解決していく地域づくりをサポートしていきます。

(2) 行政と社会福祉協議会の連携

地域福祉の推進には、福祉分野のみならず、保健・医療や教育、建設、生活環境など、様々な分野との連携が必要になります。市民活動の中心で調整役となる社会福祉協議会と行政が一体的に連携した活動により、地域福祉を進めていきます。

(3) 社会福祉協議会、ボランティア・NPO※の活動支援

地域住民に直接関わる社会福祉協議会やNPOなどの関係団体は、ニーズの把握や活動の充実が求められています。これら活動を続けていくための、体制や人材など基盤づくりを支援します。

(4) 人材の確保、育成

市民活動を進めていくためには地域の担い手は欠かせません。担い手を確保しつつ、地域のリーダーとしての資質が高まるよう、一人でも多くの住民が地域へと参画できるよう、支援します。

(5) 「新しい日常」への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域福祉活動の展開に制約を受け、活動をする際にも感染拡大防止策を講じることが求められています。そのほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインツール※を用いたコミュニケーションの活性化がなされるなど、私たちの日常生活も変わりつつあります。

これらの「新しい日常」が社会全体で進められる中で、本市でも必要な対応や対策を考慮しながら本計画を推進することとします。

2 計画の管理と評価

本計画が、より実効性のあるものとなるためには、計画の適切な進行管理が必要となります。そのため、計画の進捗に関する審議・評価を庁内外の機関と連携して行うこととします。

また、各地域の課題や特性に応じた計画推進状況の把握や方向性の再検討を行うとともに、委員会を通じた地域間の情報共有や連携の強化を図っていきます。



資料編

1 用語集

用 語	意 味	初出 ページ
アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず自発的に支援を求めることができない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける手法のこと。	56
オンラインツール	インターネットを介して、遠隔で仕事をしたり、遠くの人たちとビデオ通話をしたりするために使用されるアプリケーションのこと。	65
サロン活動	高齢者がいきいきと暮らすための地域での高齢者の集い・通いの場をつくる活動のこと。	42
自主防災組織	地域住民による任意の防災組織をいう。主に町内会（自治会）等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。	53
児童相談所	児童の福祉に関する専門機関。児童に関する様々な相談を受けるほか、必要に応じて児童の一時保護を行う。	61
社会資源	福祉ニーズの充足のために利用される施設・設備や、福祉活動に協力する人材等のこと。	45
社会福祉協議会	市町村単位で設置され、社会福祉を目的とする法人格を持った住民主体の民間組織のこと。	4
重層的支援体制整備事業	地域の課題が複雑化・多様化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、それらに対応するために市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3年4月より実施されることになった新たな事業のこと。	1
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。	45
地域福祉推進員	民生委員・児童委員と協力・連携し、地域福祉の推進役として活動する地域を見守る者のこと。	54

用 語	意 味	初出 ページ
発達障害	生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態のこと。自閉症、アスペルガー症候群、学習障害などが含まれる。	48
ひきこもり	人間関係を取り結ぶことに悩み、学校、社会、知人、親などから逃避し、人間関係を拒絶している状態のこと。	43
福祉教育	学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。	36
プラットフォーム	ある共通の目的の遂行を目標とし、それぞれの組織や人が主体的に参加し、その専門性や得意分野を活かし合って、実質的な役割を担いながら、目標の達成を目指す協働の場のこと。	56
放課後児童クラブ	小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に学校の余裕教室や専門施設に指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を提供して子どもの健全な育成を図る。	50
保護司会	犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察に当たる者である「保護司」が所属する場所。	60
マッチング	共通の目的や、互いに恩恵を受け合える関係性の人達をつなぎ、引き合わせること。	56
ヤングケアラー	支援が必要な家族がいる場合に、大人が担うような責任を引き受け家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。それに伴い育成過程に支障が出るなど、社会問題化している。	3
要配慮者台帳登録制度	高齢や障害などで必要な支援がなければ避難することが困難な人（避難行動要支援者）に、あらかじめ登録していただき、地域の支援団体（民生委員・児童委員、地域福祉推進員、消防署、警察署、自主防災組織など）とその情報を共有し、平常時の見守りや災害が発生したときの避難支援活動、安否確認に役立てる制度。	24
ワーキング	特定の問題の調査や計画の推進のため設けられた作業部会のこと。	45
DV	一般的には家庭内に止まらず親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれる。	61

用 語	意 味	初出 ページ
NPO	Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動や市民活動などの社会貢献活動を行う、利益の再分配を行わない非営利の組織や団体のこと。	64
SNS	個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。	48
8050問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるといった構造。親が亡くなることで、子どもが社会的に孤立したり、経済的に困窮するといった課題を抱えている。	3

2 輪島市地域福祉計画策定委員会条例

(令和3年3月24日条例第1号)

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく輪島市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び変更について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、輪島市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び変更について必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民関係団体を代表する者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 学識経験を有する者及び識見を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画を策定し、又は変更する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定めるものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長がともにないときは、市長がこれを招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

3 輪島市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	所 属	役 職	氏 名
市民関係団体代表	輪島市区長会長会	会長	平野 真人
福祉関係者	輪島市老人クラブ連合会	会長	棚田 一三
	輪島市民生委員児童委員協議会	会長	細川 正雄
	輪島市民生委員児童委員協議会	主任児童 部会長	大瀧 和賀子
	輪島市身体障害者福祉協議会	会長	川渕 新一郎
	輪島市母子父子寡婦福祉協会	会長	吉岡 洋子
	輪島市社会福祉協議会	会長	上畠 忠雄
	輪島市手をつなぐ育成会	会長	坂下 美佐子
	社会福祉法人町野福社会	理事長	福田 友昭
保健・医療関係者	能登北部医師会	会長	定梶 裕司
学識経験者及び識見 を有する者			
学校教育関係者	輪島市校長会	会長	小浦 孝行
その他市長が必要と 認める者	輪島市公民館連合会	会長	古今 幹人
	輪島市子ども育成会連絡協議会	会長	日南 靖
	輪島市ボランティア連絡協議会	会長	丹圃 俊記
	輪島市総務部防災対策課	課長	出坂 正明

4 輪島市地域福祉計画策定経過

年 月	内 容
令和3年 7月30日	【第1回輪島市地域福祉計画策定委員会】 ・輪島市地域福祉計画策定委員会の組織会 ・諮問事項「第3次輪島市地域福祉計画における基本計画」 ・「第3次輪島市地域福祉計画」策定のための市民アンケートについて
令和3年 8月26日～ 9月13日	市民アンケート調査の実施
令和3年 9月13日～ 9月27日	関係団体アンケート調査の実施
令和3年 10月25日	【第2回輪島市地域福祉計画策定委員会】 ・「第2次輪島市地域福祉計画」の評価の報告 ・市民アンケート等の結果報告 ・「第3次輪島市地域福祉計画」骨子案について
令和3年 12月16日	【第3回輪島市地域福祉計画策定委員会】 ・「第3次輪島市地域福祉計画」に係る計画の展開について
令和4年 1月17日～ 2月15日	パブリックコメントの実施
令和4年 2月22日～ 3月3日	【第4回輪島市地域福祉計画策定委員会】 ・パブリックコメントの結果報告 ・「第3次輪島市地域福祉計画」（案）について ＊新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面会議にて開催

第3次輪島市地域福祉計画

発行年月：令和4年3月

発 行：輪島市 健康福祉部 福祉課

住 所：〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

T E L：(0768) 23-1161

F A X：(0768) 23-1196
